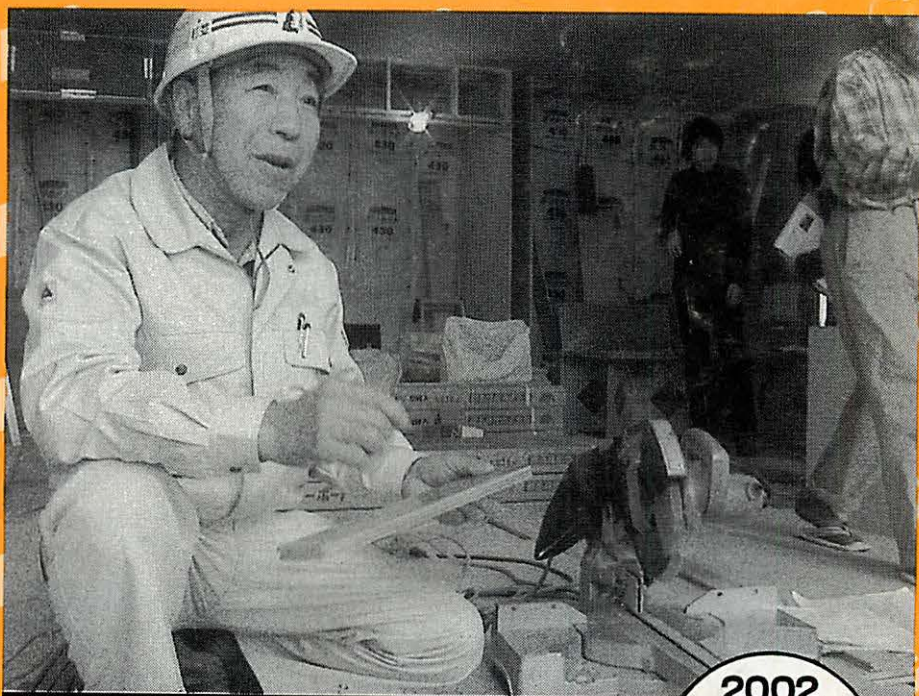


安全センター情報

特集●労働安全衛生をめぐる状況



安全センター情報2002年9月号 通巻第290号
2002年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

写真：建設労働者を対象にした初めての参加型トレーニングから



全国労働安全衛生センター連絡会議 第13回総会は9.7-8 三重 鳥羽

全国安全センターの第13回総会は、2002年9月7日(土)15:00-8日(日)12:00、三重県鳥羽市の「鳥羽船員保険保養所 マリンパールとば」で開催します。

第13回議案は本誌35～42頁に掲載してあります。ご参加いただける方は、8月末までに参加申し込みしていただきますようお願いいたします。

会場は、JR及び近鉄鳥羽駅下車、シーサイドホテル行きバス「鳥羽駅→簡易保険センター前(15分)」徒歩7分。鳥羽駅までは、名古屋から近鉄特急1時間30分(ノンストップ)、大阪(灘波)から近鉄特急1時間56分です。

日時: 2002年9月7日(土)15:00-8日(日)12:00

会場: 鳥羽船員保険保養所 マリンパールとば

〒517 三重県鳥羽市安楽島町靫谷1200-31

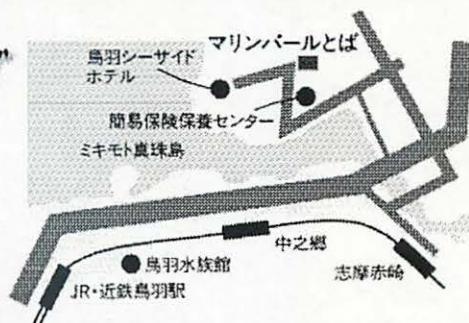
TEL(0599)25-3987/FAX(0599)25-7592

参加費: 17,000円

(宿泊費・食費込み)



マリンパールとば



JR及び近鉄鳥羽駅下車、シーサイドホテル行きバス
鳥羽駅→簡易保険センター前(15分) 徒歩7分。

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2001年→2002年

1 労働災害の発生状況	2
2 職業病の発生状況等	4
3 労働安全衛生対策	7
4 労災補償対策	11

統計資料	14
------------	----

安全衛生・労災補償関係通達一覧	30
-----------------------	----

安全センター情報2001年度目次	43
------------------------	----

振動障害の検査手技に関する検討会報告書	51
---------------------------	----

全国安全センター規約・規定	49
---------------------	----

全国安全センター第13回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	35
第2号議案 2001年度収支決算案	39
第3号議案 2002年度収支予算案	41
第4号議案 2002年度役員体制案	42

労働安全衛生をめぐる状況

2001年→2002年

1. 労働災害の発生状況

厚生労働省が発表した平成13年の死亡災害発生状況によると、2001年に労働災害によって死亡した労働者数は1,790人で、前年比5.2%(99人)の減少、4年連続で2,000人を下回った(以下、本項の統計数字に関しては表1を参照)。業種別では、建設業644人(全体の36.0%)、製造業326人(同18.2%)、陸上貨物運送業242人(同13.5%)の順で、この3業種で全体の3分の2を超えている。

2001年の休業4日以上之死傷災害も133,598人、前年比0.3%(350人)の減少で、過去最低記録を更新した。業種別では、製造業36,165人(全体の27.1%)、建設業32,608人(同24.4%)、陸上貨物運送業14,988人(同11.2%)の順で、この3業種で全体の62.7%を占めている。

通常これらの数字は、翌年4、5月に公表され、毎年7月1-7日の全国安全週間に向けて『安全の指標』(中災防)等に掲載される。表1の「死亡災害発生状況」、「死傷災害発生状況」の欄の数字もこれによった。業務上疾病に関する表2「左欄」の数字は、毎年10月1-7日の全国労働衛生週間に向けた『労働衛生のしおり』に掲載されている。これらは現在、安全衛生情報センターのホームページの「労働災害統計(一覧)」(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm>)でも見ることができる。「死亡災害[死亡災害報告]」、「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上)[労災保険給付データ及び労働者死傷病報告]」、「業務

上疾病[業務上疾病調]」の3統計は労働災害・職業病統計の最も基本的なものとされている(〔 〕内は各統計に記載された資料出所)。

厚生労働省が把握している労働災害統計については、主に、①事業主の届け出た労働者死傷病報告によるもの(労働基準局安全衛生部安全課担当)と、②被災労働者またはその遺族の請求等による労災補償に関するもの(「労災保険事業統計」一同局労災補償部労災管理課労災保険財政数理室担当)、のふたつがある。前者は、暦年単位、発生時点でカウント、休業4日以上、業務上外が未確定のものを含む。後者は、年度単位、補償決定時点でカウント、通勤災害、労災保険特別加入者、退(離)職後の発症・死亡を含む、等の違いがある。それ以外にも、③「労働災害統計年報」や④「労働災害動向調査」等があることは、2001年9月号等で述べているとおりである。

これまで上記基本3統計はいずれも事業主の届け出によるものと解説してきたが、安全衛生情報センターの「労働災害統計(一覧)」には、平成11(1999)年分以降の「労働者死傷病報告」による「死傷災害」及び「業務上疾病」のデータが掲載されるようになった。このデータが本来の①のデータだとすると、基本3統計の数字は、①～④のいずれの数字とも微妙に異なるところがあるようで、注意が必要である。

表1、表2の他の欄の数字は、基本的に、②「労災保険事業年報」によっている。労働災害の総発生件数の目安となると思われる(民間労働者等に限定されるが)「労災保険新規受給者数」について、『安全の指標』は平成10年版から、③「労働

災害統計年報」にも掲載される通勤災害を除いたと思われる数字を掲げるようになったが、表2では通勤災害も含んだ②「労災保険事業年報」の数字を掲げている(いずれの数字で見ても、2000年は前年よりも微増している)。安全衛生情報センターの「労働災害統計(一覧)」では、通勤災害を除いた方の数字を使って、「労働災害・道路交通事故・不慮の事故 火災による死傷者数」等の比較の1991年以降の推移も示されているので参考にしていたきたい。

1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して、労災保険事業に関する行政監察結果に基づく勧告・通知を行ったが(2000年1・2月号参照)、この中で、「労災保険財政に係る情報開示については、現行の労災保険率の設定根拠、保険財政の将来見通し等について、国民に分かりやすい形で公表すること、と勧告された。2000年12月19日付けの旧労働省の回答では、「労災保険財政に関する情報開示については、勧告の趣旨を踏まえ、平成13年12月発行予定の『労災保険事業年報』(上述の②の統計)から順次掲載を行うとともに、必要に応じ、その他の広報媒体への掲載等を検討しているところである」としている。(安全衛生情報センターの「労働災害統計(一覧)」掲載データの改善も、この勧告を受けたものとも考えられる。)

奥付によると平成13年12月ではなく平成14年3月発行ということになっているが、「平成12年版」の「労災保険事業年報」は438頁で、208頁だった「平成11年版」の倍以上の厚さになった。

まず、行政監察が直接指摘した「現行の労災保険率の設定根拠、保険財政の将来見通し等」の関連では、解説部分にわずか2頁だが「IV 労災保険財政の概況」という項目が追加され、「労災保険率設定の基本的考え方」の説明の後、「労災保険財政の長期見通し」について、以下のとおり記述されている。

「労災保険財政に係る長期見通しは、第2表(表6参照)のとおりである。保険料収入は、労働災害の減少や産業構造の変化による第3次産業への労働力人口の移動等により当面減少となる見込み

である。一方、労災保険給付費は年金受給者の増加等により増加を続ける見込みである。また、平成12年度末現在、年金受給者の将来給付に必要な積立金額は、8兆3,183億円と推計されるが、同年度末での積立金累計額は、7兆1,602億円であり、充足率は86.1%となっている。今後、平成35年度までに積立不足を解消する予定である。」

これだけでなく、「平成12年版」では、統計表がたくさん追加されている。どう変わったのか、ざっと挙げてみると、以下のとおりである。

- ① 「適用状況」→(都道府県別、有期事業の確定申告書未申告事業場数)を追加
- ② 「特殊適用状況(都道府県別、中小事業主等特別加入状況)(業種別、事業及び作業の種類別中小事業主等特別加入状況)」を追加
- ③ 「保険料徴収状況」→追加なし
- ④ 「収納済額及び保険給付支払状況(都道府県別)(業種別)」を追加
- ⑤ 「メリット制適用状況」→追加なし
- ⑥ 「保険給付支払状況」→各表に業務災害と通勤災害の別を追加、(都道府県別、特殊適用別)も追加
- ⑦ 「都道府県別:1件当たり療養日数・休業日数・1日当たり療養補償給付及び休業補償給付の前年度との比較」を追加
- ⑧ 「障害(補償)一時金支給状況」→業務災害と通勤災害の別も含めた(等級別、号別)を追加
- ⑨ 「障害/遺族/傷病(補償)年金支払状況」→各表に業務災害と通勤災害の別を追加
- ⑩ 「障害/遺族/傷病(補償)年金受給者数」→各表に業務災害と通勤災害の別を追加
- ⑪ 「特別支給金支払状況」→各表に業務災害と通勤災害の別を追加
- ⑫ 「医療機関別等療養(補償)給付支払状況」等を追加
- ⑬ 「労働福祉事業利用状況」→都道府県別、業務災害と通勤災害の別を追加
- ⑭ 「支給制限/費用徴収/第三者行為災害による求償状況」を追加
- ⑮ 「労災保険指定病院等指定状況」を追加

- ⑩「傷病別長期療養者推移状況報告」を追加
⑪「損益計算書」及び「貸借対照表」→追加なし

分量としては業務災害と通勤災害の別、都道府県別等のデータの追加が大きな割合を占めているが、新たに今回追加されたデータもある。

⑦によると、2000年度全国平均では、「1件当たり療養日数」21.1日、「1件当たり休業日数」30.7日、「1日当たり療養補償給付」3,596.63円、「1日当たり休業補償給付」5,985.32円、「新規療養者1人当たりの療養日数」104.4日、という数字が示されているだけである(最後の項目が微増している以外は全て前年度と比較すると微減)。本来興味深いはずのデータであるが、業種別、事故の型別、起因物別、性別、年齢別等々、もっと意味のある分析を可能にするためのデータの示し方があるはずだ。このままでは、都道府県別の数字を示した意味もあるかどうかかわからない。とりわけ、業務上疾病についての疾病別のきめ細かなデータが必要であろう。

⑫「医療機関別等療養(補償)給付支払状況」についても、同様のことが言えると。

⑬によると、内容別に見ると、「支給制限」は合計81件で5,215,169円。「費用徴収」については合計で、徴収決定額183,818,559円(649件)、収納済額155,312,801円(720件)、本年要求収納未済額459,056,641円、新規件数179件、等。「第三者行為災害による求償」については合計で、本年度徴収決定済額12,550,773,908円(13,683件)、収納済歳入額11,237,198,064円(17,097件)、本年度未収納未済歳入額12,801,745,313円、新規求償対象労働者数9,281人、等となっている。経年推移も含めて、今後の検討が必要である。

⑦について指摘した疾病別の療養・休業等のデータは示さないまま、なぜいきなり、⑩「傷病別長期療養者推移状況報告」というデータが新たに追加されている。これについては、全国合計の状況(表1-3)及び疾病別の2000年度末の療養開始後1年以上経過した者の数についてだけ、都道府県別データ(表8-4)も紹介しておく(「年報」では、都道府県別の表1-3と同じデータも示されている)。

われわれが要望していた「労災隠し」根絶の手がかりとなるような工夫は考慮されていないように思われるのだが、「労災隠し」に関しては、2002年5月31日の衆議院厚生労働委員会における阿部知子議員の質問に対する回答として、さらなる実態の一端を明らかにする数字が示されている。すなわち、主にゼネコン各社の従業員・家族が加入している全国土木建築国民健康保険組合(全国土木)において、レセプト点検の結果労災に該当するということで調整を行ったものが、2000年度2,659件、約6,192万円。国民健康保険全体では、労災だけでなく他の被用者保険に該当するといった場合の調整を含めてとのことであるが、2000年度の実績で13万6千件、金額で24億8千万円ということだ。最後の数字は、金額で政府管掌健康保険の場合と同程度、件数では倍ということになる(2001年9月号参照)。

2. 職業病の発生状況等

業務上疾病の統計に関しても、①事業主の届け出た労働者死傷病報告によるもの(安全衛生部)と、②被災労働者またはその遺族の請求等による労災補償に関するもの(労災補償部)、のふたつがある。前者は、暦年単位、発生時点でカウント、休業4日以上、業務上外が未確定のものを含む。後者は、年度単位、補償決定時点でカウント、通勤災害、労災保険特別加入者、退(離)職後の発症・死亡を含む、等の違いがあることも同様である。表2、表3の各項目の「左欄」が①、「中欄」が②によるものであるが、「左欄」の数字が、安全衛生情報センターの「労働災害統計(一覧)」に掲げられた「労働者死傷病報告による」とされた統計数字と食い違いが認められることはすでに述べた。

業務上疾病の発生状況は、事業主の届出件数によると2000年8,083人、労災認定件数によると2000年度8,583人で、前者では前年比3.4%(266人)上昇しているものの、後者では逆に4.3%(386人)減少、いずれにしろ「明らかな減少傾向」とは到底言い難い状況である。前者の2000年8,083人を業種別にみると、製造業が2,208人(全体の27.3

%)と最も多く、次いで建設業が1,216人(同15.0%)、以下、商業・金融・広告業1,002人(同12.4%)、運輸交通業971人(同12.0%)、保健衛生業723人(同8.9%)、鉱業480人(同5.9%)、接客娯楽業437人(同5.4%)、清掃・と畜業383人(同4.7%)、農林水産業216人(同2.7%)、貨物取扱業107人(同1.3%)、その他の事業340人(同4.2%)、となっている。

業務上疾病は、「災害性疾病」(業務上の負傷に起因する疾病)と「非災害性疾病」(狭義の「職業性疾病」)に大別されている。業務上の負傷に起因する疾病は、事業主の届出件数によると2000年5,405人、労災認定件数によると2000年度4,344人で、いずれも減少傾向にあったものが、今回前者は微増している。前者5,405人のうちの85.5%、4,622人が腰痛(急性腰痛症、腰部捻挫等)である。

業務上の負傷に起因する疾病については、毎年、前者の数字の方が後者の数字をかなり上回っていて、事業者が休業4日以上を要する業務上疾病と判断して届け出ているにもかかわらず、労災補償がなされていない(おそらくは請求自体が行われていない)ケースが少なからずあることを示唆している。これも、「労災隠し」として見逃せない問題であるが、厚生労働省はわれわれの提起に、「なぜ問題にされるのかわからない」という対応である。

一方、非災害性疾病(職業性疾病)についても、事業主の届出件数(2000年2,678人、前年比10.3%増)は今回は増加、労災認定件数(2000年度4,239人)は、6年連続の増加の後、前年比1.7%の減少となった。

非災害性疾病(職業性疾病)では一般的に、後者の数字の方が前者の数字を(著しく)上回っているが、これは、使用者が「認めない」労災申請のケースや退(離)職後の発症・労災申請のケースがあることによるものと思われる。しかし、職業がん以外の化学物質による疾病と非災害性の腰痛については逆転していて、災害性疾病の場合と同様、事業者が業務上疾病として届け出ているにもかかわらず、労災補償がなされていないケースが少なからずあると思われる。

非災害性疾病(職業性疾病)の2000年度の労災認定件数4,239人を疾病分類別でみると、身体

に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(腰痛・振動障害・頸肩腕障害等)1,595人(全体の37.6%)、粉じんの吸入による疾病(じん肺及びその合併症)1,322人(同31.2%)、物理的因子による疾病718人(同16.9%)、化学物質等による疾病227人(同5.3%)、細菌・ウイルス等の病原体による疾病159人(同3.8%)、その他の疾病146人(同3.4%)、職業がん72人(同1.7%)、の順となっている。

労災認定件数でみると、職業がんとその他業務に起因する疾病は3年連続して、また、物理的因子による疾病は2年連続、細菌・ウイルス等の病原体による疾病も前年と比較して増加している。身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病については減少したが(表2)、その小分類でみると、頸肩腕症候群等が5年連続して、振動障害は4年連続して増加している(表3)。頸肩腕障害等の労災認定件数の増加は、1997年2月3日基発第65号通達「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」によって認定基準が改正されたことの影響が大きいと思われる、10年前と比較すると2.5倍に増加している(1991年度213人→2000年度507人)。

脳血管疾患・虚血性心疾患等についても、平成7年2月1日付けの認定基準の改正(基発第38号)によって、労災認定件数の増加がみられたものの、その後は横ばい状態になっている(表4)。ただし、平成13年12月12日付け基発第1163号による認定基準の最改定以降は、再び増加しているものと思われる。平成11年9月14日付けの基発第544号通達で「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」が新たに策定されて以降、精神障害等に係る労災請求件数が1998年度の42件から2001年度には6倍以上の265件にまで激増、認定件数も1998年度4件から2001年度70件となっている。なお、厚生労働省は、昨年、脳・心臓疾患と精神障害等の労災補償状況に関しては、職種別、年齢別、性別、疾患別(前者については生死別も)の「分析」も公表するようになった(2001年度の方は2002年7月号参照)。

職業がんの2000年度の労災認定件数72人

の内訳では、石綿による肺がん・中皮腫が52人で72.2%を占めている(表5)。その他は、コークス・発生炉ガスによる肺がん6人、ベンジジンによる尿路系腫瘍4人、β-ナフチルアミンによる尿路系腫瘍4人、クロムによる肺がん・上気道がん4人、電離放射線による白血病・皮膚がん、すず等による皮膚がん各1人、である。石綿による肺がん・中皮腫の増加は著しく、10年前の3倍近くにもなっている(1991年度18人→2000年度52人)。

情報公開法の施行に伴い、情報公開法に基づく開示請求手続によって、あるいは開示請求手続を経ずに情報提供させることによって、まだまだ不十分とは言え、以前と比べると格段の職業病に関する統計データが入手できるようになってきたことは2002年1、3月号等で報告したとおりである。

従来何度請求しても出てこなかった疾病の小分類別の認定件数も、統計に用いている疾病分類CODEと合わせて、①疾病CODE別の認定件数が入手できるようになった(2002年1月号35-37頁の表1参照)。これは都道府県別データも入手しており、一部(主な疾病)について、表8-3に示した。

②一部の疾病については、認定(支給)件数だけでなく、請求件数あるいは不支給決定件数についても統計をとっていること(同前37-38頁の表2)や、③化学物質のさらに詳細な区分等(労基則別表第1の2第4号1の内訳)別認定件数(同前39-40頁の表3)、④「包括救済規定に係る疾病」の認定件数(同前41-46頁の表4)も入手できた。

その後、これらを含めた業務上疾病統計の取り方・内容について、開示請求等を通じて調査を進めており、いくつかわかったこともある。

まず、②については、一定の疾病(振動障害、じん肺症、非災害性腰痛症、上肢障害、職業がん、ウイルス肝炎)について、「業務上疾病の労災補償状況調査」を各疾病ごとに様式の異なる「調査票」によって、翌年度7月末までに職業病認定対策室(職業病認定業務第2係)に報告するよう、補償課長名の事務連絡が出されていたこと。ただし、平成12年度分から、「従来求めていた報告事項の一部を廃止又は削除」したということで、入手できた平成11年度分と比較すると、振動障害については業種・

振動工具別、休業の有無・通院回数に関する項目がなくなり(療養4年・10年以上という項目は継続)、非災害性腰痛と上肢障害が一本化されて処理件数のみの報告となり(非災害性腰痛にあった業種・職種、上肢障害にあった作業態様・作業の項目がなくなった)、職種・疾患名の項目のあったウイルス肝炎は、「介護労働者に係る細菌・ウイルス等の病原体による疾病」の処理件数のみになり、他方で、電離放射線障害を対象疾病に追加される、といった変更がなされている。

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等」、「精神障害等」については各々、年度末現在までの「処理経過簿」、「処理経過報告」を翌年度の4月20日までに職業病認定対策室(職業病認定業務第1係)に送付することを指示する同室長名の事務連絡が出されている(「支援団体等が関与している事案については、備考欄にその旨を記載すること」と指示している)。

③、④については、職業病認定対策室長の事務連絡により昭和54年7月3日付け基発第331号(原文入手済み、枝番号表を改正した平成8年3月29日付け基発第182号の3も)に基づいて、「労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに『その他に包括される疾病』に係る統計調査報告」を翌年度8月15日までに報告するよう指示が出されている。

これらの指示内容の範囲だけでも、まだ開示されていない業務上疾病の統計データが存在しているそうだし、入手できていないが労災保険業務室作成の「休業補償給付傷病性質別支払状況表」などというものもあるようだ。さらに、前述した平成12年版の「労災保険事業年報」に掲げられている「傷病別長期療養者推移状況」の統計はまた別のルートで作成されているものと思われる。

「傷病別長期療養者推移状況」のデータや振動障害についての「労災補償状況調査」様式などを見るかぎり、こうした統計が、認定基準の内容や運用、診断・治療等の改善のためというよりも、旧労働省時代から継続されている「長期療養者の適正給付管理」に名を借りた職業病被災者の早期労災打ち切りを促進することを目的としているとしか思

えない。

なお、以上の他にも「報告例規」の「補503 労災保険に係る訴訟に関する報告」や、「補504 労災保険の情報の速報」として、「個別事案に関する情報」として以下のもの、及び、労災保険制度、労災補償行政の運営、労災診療費に関する要望等の「行政運営に関する情報」について、様式等を示して報告するよう求めていることも判明している。

(1) 次に掲げる事案であって、業務上疾病に係る保険給付の請求があったもの及び保険給付の請求が予想されるもの

- ① 集団的に発生し、又はそのおそれのある事案
- ② 地方公共団体、外部団体等から行政行為について要請があった事案
- ③ 公害問題に波及するおそれのある事案
- ④ 新聞、テレビ等で一般に報道された事案

(2) 次に掲げるものであって、業務上疾病に係る保険給付の請求があったもの及び保険給付の請求が予想されるもの

- ① 電離放射線障害(白血病を含むすべてのがん及び原子力発電所における業務に係るもの)
- ② ダイオキシン類による疾病
- ③ 上記以外のがん(労基則別表第1の2第7号に例示的列举したがん以外のがん。ただし、じん肺合併肺がんを除く)
- ④ 新しい疾病(有害性の明らかでない物理的因子、作業態様、化学物質等により発症した疑いのある疾病及び認定基準又は過去の認定事例とは異なった職種、部位で発症し、若しくは異なった症状を呈する疾病に係る事案)

(3) 次に掲げる事案であって、保険給付(通勤災害に係るものを含む)に係る処分後に問題となったもの

- ① 保険給付の決定に関して集団陳情、要請、抗議行動等の行われた事案
- ② 保険給付の決定の内容が他の事案又は他の地域に影響すると思われる事案
- ③ 保険給付の決定に関して新聞、テレビ等で一般に報道された事案

(4) 次に掲げる審査請求事案

- ① (2)、(3)に該当する事案に係る審査請求事

案

② その他審査官の決定に関し、社会的に問題となることが予想される事案

一方、健康診断の結果についてみると、定期健康診断、特殊健康診断ともに、有所見者の割合が、経年的に増加し続けている(表7)。

定期健康診断受診者のうち所見のあった者は、1998年に41.2%とはじめて40%を超え、2000年度は44.5%となっている。項目別の有所見率でみると、高い方から順に、血中脂質26.5%、肝機能14.4%、血圧10.4%、聴力(4,000Hz)9.1%、心電図8.8%、等でのきなみ上昇している(ただし、定期健康診断に関するデータは、健診結果の届出義務のある50人以上規模の事業場についてだけのものである)。

特殊健康診断受診者のうち所見のあった者は2000年6.0%であるが、受診労働者数が多いものについて対象業務別の有所見率をみると、有機溶剤5.9%(受診労働者数510,512人)、騒音17.3%(同208,117人)、キーパンチ・VDT作業5.4%(同192,866人)、電離放射線4.5%(同173,622人)、鉛1.9%(同103,122人)、等となっている(騒音とキーパンチ・VDT作業については法定特殊健診ではなく、指導勧奨によるものである)。

じん肺健康診断については、2000年の有所見率は6.4%で、この間おおむね減少傾向を示している。法定のじん肺健康診断の結果で労災認定の対象となりうる管理区分4及び合併症り患者の数は、2000年度は各々22人、24人、合計46人である。これには1999年度以前に労災認定されている者も含まれているにもかかわらず、2000年度にじん肺及びその合併症で新規労災認定された者は1,322人、事業主の届け出た件数でも1,180人いる(表2)。これは、粉じん作業に従事中であってもじん肺健診以外の場でじん肺を発見されたり、粉じん作業から離・退職後に発見または発症したケース等の方がはるかに多いことを示しているものと考えられる。

3. 労働安全衛生対策

2001年6月、ILOの労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン（ILO/OSHMS2001）が策定された。「使用者は、労働安全衛生について組織的に対応することについて責任を負っており、また、義務を負っている。OSHMSを実施することは、この義務を全うするためのひとつの有力な手段である」とその意義を位置づけ、また、「労働者の参加が本質的な要素である」としてその具体的内容にも言及している。厚生労働省は平成13年7月3日付け国際室長事務連絡で、ILO/OSHMS2001が策定されたことを「各事業場におけるマネジメントシステムの一層の普及・定着の一助」とするよう指示しているが、「厚生労働省指針（平成11年4月30日付け基発第293号）は、ILOガイドラインに合致したものとなっている」としている。しかし、これまでも指摘してきたように、労働安全衛生に取り組むそもそもの枠組みのところで「思想的」とも言える違いがある。2001年4月のILOの三者構成の専門家会合における議論はそのことを知る一助と考えられることから10月号で紹介した。

その点では、平成13年6月1日付け基発第501号により策定された「機械の包括的な安全基準」は、まさにILO/OSHMS2001の示す方向に則ったものとして評価できる。「人に頼る安全から本質安全へ」、「製造者・使用者責任によるリスクのアセスメントと低減化」、「本質的な安全設計—安全防護及び追加の安全方策—使用上の情報の作成—組織や教育・訓練等、という対策のレベルと優先順位の明示」など、これまでのわが国の安全衛生対策になかったアプローチが採用されている。

安全対策でできたことを健康対策でもと期待されたのが、平成14年5月1日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」だったが、結果的に、作業管理、作業環境管理、健康管理を並列させた「3管理」の枠組みを打ち破るものにはならなかったと評さざるを得ない。2002年2月に報告をまとめた「VDT作業の労働衛生管理に関する検討会」は、自ら積極的に労使の意見を求めたり、委員を含む日本産業衛生学会VDT作業研究会が2001年10月に指針策定の検討状況を報告しながら言わば「公聴会」のような

場を設定したりと、従来にない開かれた検討をしてきただけに、残念である。指針の改定に最も関心を示したのが健康診断機関で、企業の労使の実務的関心も健康診断の内容に「偏重」しがちであるがゆえに、なおさら、「作業を人間に合わせる（人間工学対策）」ことやリスクマネジメント・アプローチを貫徹したものとするべきであったと考えられる。

労働者の健康確保対策としては、平成14年2月12日付け基発第0212001号で策定された「過重労働による健康障害防止のための総合対策」も注目された。後述の労災認定基準の改正（平成13年12月12日付け基発第1063号）を受けたものだが、前文で脳・心臓疾患の発症の防止のためには、①疲労回復のための十分な睡眠時間・休息時間が確保できないような長時間にわたる過重労働の排除、②疲労が蓄積するおそれのある場合の健康管理対策の強化、③過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止措置の徹底、が必要と示している。時間外・休日労働に関する36協定届出時の労働基準監督署窓口における指導、監督指導、集団指導、さらに、③に関連して「過重労働による業務上疾病を発生させた事業場であって労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含めて厳正に対処する」などとしているが、一定期間後に実績と効果を評価する必要がある。また、上記監督指導等においては、平成13年4月6日付け基発第339号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」の周知・徹底も合わせて行われるべきである。

また、平成12年8月9日付け基発第522号「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を受け、平成13年4月23日付け基発第414号「職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業実施要綱」により、中央労働災害防止協会への委託によるメンタルヘルス指針推進モデル事業場の展開や「事業場における精神科医の産業医としての活用等に関する調査研究」が行われている。他方、平成13年3月30日付け基発第245号「労働者の自殺予防に関する総合的対策推進事業の実施について」では、相談体制の整備（労

働者の心の健康づくりの相談を行う営利・非営利の組織であるEAP（従業員援助プログラム）の活用の方に関する調査研究）や自殺予防マニュアルの作成、自殺予防セミナー等の開催などを行うとしている。

5年ごとに実施されている「平成12年労働安全衛生基本調査速報」が、2001年8月に公表されている。これによると、労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業所は10.1%あり、そのうち97.0%が、「一定の効果をあげている」とし、導入していない事業所のうち、「導入予定あり」とした事業所が19.1%としている。一方で、安全衛生管理体制の状況は依然として「規模間格差が大きい」状況があらためて浮き彫りになっている。衛生管理者、安全管理者、産業医の選任及び安全衛生委員会等の設置割合（事業所規模50人以上）はいずれも平均すると75%程度だが、50～99人未満では6割台という結果である。労働者調査では、作業変更時の安全衛生教育を「大いに役立っている」とする労働者が受講者の60.4%で、前回比17.3ポイントの上昇。また、労働者の59.9%が「ヒヤリ・ハット体験」（労働災害につながるようなひやりとしたり、はっとした体験）をしており、体験時に「会社（上司）へ報告した」とする労働者は78.3%、そのうち、「原因の究明や設備の改善など具体的で十分な対応してくれた」とする労働者の割合は66.5%であった。労働災害防止対策に「関心がある」とする労働者の割合は、労働災害防止対策を進めることに関心の高い事業所に雇用されている労働者ほど高くなっている、という結果も興味深い。

2001年9月25日には、「小規模事業場における健康確保方策の在り方に関する検討会」の報告書がまとめられている。「今後の健康確保対策については、その事業場の状況に応じた適切な産業保健サービスが提供され、全ての労働者が心身ともに健康で働けることを目的とする必要がある。…そのためには、国・事業者（団体）・労働組合、それぞれの立場から必要な健康確保対策を推進する必要がある」として、労働組合の活動を積極的に位置づけたことが最大の特徴である。小規模事業

場の産業保険活動の具体的な進め方を記した指針（マニュアル）の作成・活用や、がん等の遅発性疾病を発生させる化学物質に係る記録を事業者以外のものが継続的に保管するシステムの構築等も提言されているが、今後どう具体化されていくかが問題である。なお、この検討会については、1999年9月の第1回から第11回までの全議事要旨及び報告書が旧労働省・厚生労働省のホームページで公表されている。

ダイオキシン対策については、廃棄物焼却施設における運転、点検等作業及び同施設の解体作業に従事する労働者のばく露防止対策を図るため、平成11年12月2日付け基発第688号「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について」及び平成12年9月7日付け基発第561号の2「廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類による健康障害防止について」により指導が行われてきたが、労働安全衛生規則が改正され、廃棄物の焼却施設内作業におけるダイオキシン類へのばく露防止措置が規定されることになった。この施行に伴い、平成13年4月25日付け基発第401号によって、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」が策定され、空気中のダイオキシン類濃度の測定方法、作業環境評価基準に準じた管理区域の決定方法、作業ごとの保護具の選定基準、解体方法の決定、等について示されている。また、「ダイオキシン類について廃棄物焼却施設における労働者の健康状況等の調査を引き続き行う」とこととされ、2001年11月8日には、「ダイオキシン類による健康影響等の調査結果（平成12年度分）」について一大阪府豊能郡美化センター等廃棄物焼却施設関係労働者―も公表されている。

シックハウス、化学物質過敏症等が社会問題にもなり、シックハウス症候群と理解できるホルムアルデヒド中毒の労災認定事例についても報道されている。すでに国土交通省や厚生労働省でも厚生行政の部署などからは様々な検討や対策が示されているが、平成14年3月15日付け基発第0315002号によって、「職域における屋内空気中のホル

ムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン」も策定された。

その他、労働安全衛生法施行令等が改正されてエチレンオキシド(酸化エチレン)は、特定化学物質等の第2類物質に追加され、2001年5月1日に施行されているほか、2002年3月19日に「管理濃度等検討会」が参集され、まずアスベスト等34の法定物質について「おおむね1年の予定」で、管理濃度の設定・見直しの作業が開始されている(会議自体を公開＝傍聴が可能である)。また、「平成14年度地方労働行政運営方針」では、「PCB(塩素化ビフェニル)の回収、無害化处理等に従事する労働者のばく露リスクについて評価を行うための実態調査を実施し、労働者のばく露防止対策を推進する」ともしている。

「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する専門検討会」は、肺がんをじん肺の合併症(原文は「合併症にかかっていると認められる者として療養を要する者」)に該当するものと考え適切な療養を確保することとともに、離職者も含めたじん肺有所見者全員に年1回、「肺がんを見つけるための」のらせんCT検査・喀痰細胞診を行うことを提言を確認して、2002年8月8日に終了した。これらの結論は歓迎できるものの、当初座長がほのめかしていた「結晶性シリカの発がん性問題に決着をつける」ことはせずに、今後の知見の集積が必要と先送りして、健康管理の対象をじん肺有所見者のみに限定してしまったことは、遺憾である。

他方、平成13年6月25日付け基安労発第19号労働衛生課長通達「じん肺管理区分決定の審査におけるCR写真の取扱いについて」は、じん肺健康診断でCR写真を用いる場合の撮影・画像処理の条件を示した。条件を満たしたCR写真が添付されていた場合には、これをじん肺管理区分の決定に活用することが可能としながらも、「CR写真によるじん肺のエックス線写真像の区分の判定は、従来どおり、『じん肺標準エックス線フィルム』を用いて行うこと」と指示している。この通達は安全衛生情報センターのホームページで入手できるが、「専門家の検討結果が得られたこと」を受けたもの

としながら、その具体的中身は公表されていない。

じん肺有所見者に対して「肺がんを見つけるための」のらせんCT検査等が実施されることになれば、その対象の線引きとなる「じん肺有所見」の判定へのCT等の活用や、じん肺合併肺がんだけでなく、例えばアスベスト曝露作業者のスクリーニングやサーヴェイランスへのCT等の活用といった問題も当然浮上してこなければならぬものと考えられる。

なお、ICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧告等を取り入れる(放射線被曝限度:実効線量当量限度「1年間につき50mSv」→実効線量限度「5年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSv」等)電離放射線障害防止規則等の改正が行われ、2001年4月1日から施行された(平成13年3月30日付け基発第253、254、255号)。平成13年6月22日付け基安労発第18号「電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における被ばく歴の有無の調査の調査項目の詳細事項について」も示され、「平成14年度地方労働行政運営方針」では、「電離放射線障害防止対策については、原子力施設における下請事業場を含めた総合的な安全衛生管理対策を推進するとともに、原子力施設等に対する指導を適切に実施する。また、非破壊検査事業場、医療現場等における被ばく事故防止対策の徹底を図る」とされている。

近年、人工林の増加に伴って間伐作業の増加がみられ、その結果かかり木の処理作業が増加し、死亡災害等の重篤な労働災害が増加する傾向にあることから、平成14年3月28日付け基安労発第0328001号により、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」も策定された。また、平成14年4月1日付け基発第0401018号によって、「林業等における作業の変化に対応した安全対策推進事業実施要綱」も定められている。

その他、労働災害防止対策関係では、平成13年6月11日付け基安発第34号の2「ヒドロキシルアミンに係る爆発災害等の防止について」(関連して「労働安全衛生基則等の一部改正」も行われて

いる(平成13年11月16日付け基発第1004号))、平成13年7月30日付け基安発第45号「コンクリート養生用等圧力容器の破裂災害の再発防止対策について」、平成13年7月31日付け基発第6895号の3「足場等の倒壊による労働災害の防止対策の徹底について」、平成13年10月10日付け基発第55号「小規模雑居ビルの防火安全対策について」、平成13年10月22日付け基安発第34号「圧力容器構造規格第51条(のぞき窓)の確認等の徹底について」、平成14年3月14日付け基発第0314003号「安全帯の規格の全部を改正する告示の適用について」、平成14年3月15日付け基安発第0315001号「下水道清掃作業における硫化水素中毒災害の防止について」、平成14年3月29日付け基安発第0329001号「携帯電話筐体等の仕上げ加工に係るマグネシウム合金粉じんによる爆発火災災害の防止について」、平成14年3月29日付け基安発第0329003号「上下水道等工事における土砂崩壊災害防止対策の推進について」、等が発出されている。

1999年8月に政府の障害者施策推進本部において決定された「障害者に係る欠格条項の見直しについて」を踏まえた「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部改正」が行われ、労働安全衛生法上の衛生管理者、作業主任者免許の欠格事由の廃止等が行われている(平成13年7月16日付け基発第631～633号)。労働安全衛生法に基づく雇入時健康診断の健診項目のひとつとして「色覚検査」の実施が事業者に義務づけられてきたが、①色覚検査で異常と判別される者でも大半は支障なく業務を行うことが可能なことが明らかになってきている、②色覚検査で異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、採用を制限する事例も見られることから、労働安全衛生規則等の一部改正が行われ、これに伴った様々な措置もとられている(平成13年7月16日付け基発第634号、平成13年9月18日基発第828、829、831号)。

また、厚生労働省では、2000年7月14日に「労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関

する検討会中間取りまとめ」(安全衛生部担当)が、同年12月20日には「労働者の個人情報の保護に関する研究会報告書」(政策調査部担当)がまとめられている。政府の個人情報保護基本法の行方は混沌としているが、それは別として、不正アクセス禁止法が施行されていることなども含めて、労働関係における労働者・国民の「知る権利」と「個人情報・プライバシー保護」の双方に関して、より突っ込んだ検討と対策が必要になっていると考えられる。

4. 労災補償対策

全国安全センターやマスコミのキャンペーン、国会での議論などもあって、厚生労働省は2001年12月14日に「労災報告の適正化に関する懇談会」を参集した。おりしも2002年6月のILO総会で「労働災害・職業病の記録と届出及びILO職業病一覧表」が議題にされるということもあり、実効性のある「労災隠し」対策が前進することが期待された。しかし実際には、逆に国際社会の場で日本の恥部が暴露されてはかなわないという意向でも働いたかのように、厚生労働省は同懇談会をわずか3回の会合で終わらせてしまい、労働者側の提案もほとんどたなざらしにされてしまった。

ILOに対して、日本の労働災害・職業病の報告制度は「有効に機能していると考えている」といくら強弁してみても、「故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの(以下「労災かくし」という。)がみられる」(前記懇談会設置要綱)、あるいは、「近年労災かくし事案として…送検した件数が増加しており、このことから労災かくし事案の増加が懸念される」(平成13年2月8日付け基発第68号「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」)という実態が覆い隠せるわけではない。

ILO総会で採択された、1981年の職業上の安全及び健康に関する第155号条約の2002年の議定書については、日本政府がその「骨抜き」化に奮闘したことも明らかになっているが、今後は、本体である第155号条約ともども批准するという課題も出てきた。もうひとつの、2002年の職業病一覧

表の勧告も、職業病一覧表の公正・透明な改定手続の確立と国際比較を可能にさせるという面でも重要であるが、一覧表の具体的内容について今後三者構成の専門家会合で検討される予定であり、注目される。

認定基準の改正に関しては、いくつかの動きがあった。

まず、平成13年12月12日付け基発第1063号による「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」の改正である。最大の特徴は、「発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月ないし6か月にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」という「目安時間」を示したことである。この「目安時間」が当てはまる事例については、明らかに認定が容易かつ迅速化された。認定件数が増加することも間違いないだろう。この「目安時間」は、前述の平成14年2月12日付け基発第0212001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の根拠にもなっている。改正のもととなった「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会」における検討経過・内容については公表された議事録及び開示させた資料に基づいて、2002年4月号でくわしく分析・検討している。

昭和53年11月2日付け基発第608号により、現に療養中の管理4（相当）のじん肺症患者に発症した原発性肺がんのみを労災補償対象としてきた取り扱いの見直しのため、2000年12月に、「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する専門検討会」が参集された。翌2001年4月26日の広島高裁判決を受けて、平成13年5月29日付け基労補発第14号により、当面、管理3口で一定の条件を満たす場合も認めることとされ、続いて2002年3月18日に検討会の報告書がまとめられたのを受けて、平成14年3月27日付け基発0327005号「じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて」が策定された。「現に療養中」という要件を取り払い、「管理3または4相当と認められる者」にまで拡大したものである。

しかも、そのわずか4か月後に、「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する専門検討会」が、肺がんをじん肺の合併症とすることを提言した。これにより年内にも、「管理2以上の者」にまで再度労災補償の範囲が拡大されることになると思われる。

1999年から、障害等級認定基準について各部位・各領域別の専門検討会を開催し、順次見直しが行われている。視野の測定方法については1999年2月に、臭覚・味覚の測定方法については1999年3月に、眼については2000年12月に、耳鼻咽喉科領域については2002年1月に終了して、認定基準の一部改定が行われている。現在、精神・神経（神経系統の機能又は精神）について2000年から、整形外科領域を2001年から行っている。しかし、このうち厚生労働省のホームページに情報が掲載されているのは、「耳鼻咽喉科領域の障害認定に関する専門検討会」について報告書だけと、「整形外科の障害認定に関する専門検討会」について、2002年7月31日の第13回になっていきなり検討会の知らせが掲載されただけである（後者については、以降、会議自体を公開一傍聴が可能となっている。本誌では、平成13年3月29日付け基発第195号「眼の障害に関する障害等級認定基準の一部改正」、平成14年2月1日付け基発第0201001号「耳及び口の障害に関する障害等級認定基準の一部改正」通達等を紹介した）。

平成14年3月29日付け基発第0329008号では、「中小事業主中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正」が行われ、これまで、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内でのみ業務遂行性を認めてきたものを、範囲が拡大されている。

なお、「平成14年度地方労働行政運営方針」によると、「労働者の多様な就業形態等に対応した通勤災害保護制度等の在り方を検討する」とされている。この点については、前年度の「運営方針」で、「単身赴任者やいわゆる『二重就労者』など労働者の多様な就業形態等に対応した通勤災害保護制度のあり方を検討する」とされていたものの、その

検討状況は明らかにされていなかった。

存在すら公表されていないが、情報公開法によって開示させた労災補償部発議文書台帳を見ると、昨年、「労災保険制度のあり方に関する専門検討会」が参集されており、この検討会が前述の検討と関係しているものと考えられるが、一方で、名称のよく似た「労災保険制度のあり方に関する研究会」が、1999年10月にまとめた報告書で、①予防対策、社会復帰・援護対策の充実、②新たな労働災害に対応する業務上外の認定のあり方、③年金における年齢による稼働能力への対応、④労災保険給付と民事損害賠償との調整を検討課題にあげ、①の一部が先の労災保険法改正による二次健康診断等給付の創設につながったほかは、「引き続き検討」としていたこととの関連があるかどうかとも気になるところである。

上記労災保険法の改正は2001年4月1日（一部は3月31日）から施行されているが、その主な内容は、①二次健康診断等給付の創設のほか、②介護作業従事者に係る特別加入の新設、③労災保険率等の改正、④建設・立木伐採の事業に係るメリット制の増減率の改正、である。施行に当たり、平成13年3月30日付け基発第233号「労災保険法及び徴収法の一部を改正する法律等の施行について」等が示されているほか、日本医師会が二次健診の各検査項目の実施方法や特定保健指導等についてのガイドラインを公表している。今回の改正の目玉の二次健康診断等給付については、一定期間経過後に、その実績と効果、労災保険給付として実施することの意義等について、きちんと評価し直されるべきであると考え。

これも存在も公表されていなかった「振動障害の検査手技に係る技術専門検討会」の報告書が2001年11月にまとめられ、11月30日付け基発第30号補償課長通達で都道府県労働局に送付されている。これは、現行の認定基準（昭和52年5月28日付け基発第307号）で示されている検査手技以外の手技について安全性や有用性の検討を行ったもの（「検討会が推奨する検査手技とその留意点」が中心）。業務上外の決定は、現行の認定基準に示す検査手技によるとしつつ、

「被検者が高血圧等で通常の負荷試験を受けることができない等の理由により代替となる検査を実施する必要がある場合、類似疾患との鑑別のため現行の認定基準に示されている検査手技以外の検査が必要である場合については、必要に応じて本報告書に記載されている検査手技の活用について専門医と十分相談」、としている。

平成14年4月10日付け基発第0410007号によって「労災診療費算定基準の一部改定」が行われた。これは、健康保険の診療報酬の改定に「準拠」したものと説明されているが、これまで被災労働者の早期職場・社会復帰のために健康保険では認められていない20項目の特例措置を設けるなどしていたものも、合わせて見直されている。①再診料を発症から3か月を超えた場合に月6回以降は半額に改訂、②リハビリテーション料を発症から3か月を超えた場合に集団療法は月8単位までしか算定しない限度を設ける、③消炎鎮痛処置を月5回以降は半額に改訂などである。医療機関が、減額された診療に消極的になる、治療をしないなどの対応を取ることによって、労災医療サービスの水準低下や労災打ち切りの発生が懸念され、現に問題が生じているが、労働組合や医療関係者の見直しを求める声に応じようとしていない。

安全衛生行政関係の通達等が、安全衛生情報センターのホームページ（<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm>）という変則的なかたちながら曲がりなりにもほとんど入手できるようになってきたのに対して、労災補償行政関係の通達等は、政府・外郭団体のホームページにも各種出版物にもほとんど掲載されていない。存在の有無に関する情報も存在していないなかで、30頁以下の「安全衛生・労災補償関係通達一覧」では、昨年の労働基準局発議文書台帳に加えて、安全衛生部、労災補償部の発議文書台帳及び補償課の発送文書台帳を開示させて、通達等の存在目録をより整備した。今後、情報提供により、またそれができないとするものは開示請求するなどして、必要なものを随時紹介していくようにしていきたい。



労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病年金新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223			24,223
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	1,051	77,316
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	935	76,606
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	1,046	78,572
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	1,076	80,655
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	1,224	76,672
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	1,270	71,389
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	27,855	2,739	637	29,934
2001			1,790	133,598						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、労働省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は、事業主が届け出た「労働者死傷病報告」に基づくもので、暦年。後者は、年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。

1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。

「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。

障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。

傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の、1959年度の数字は1960年度当初長期傷病者補償へ移行した者の件数。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付		新規年金 受給者数 合 計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金 年 金		合 計	傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
						計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245								
1948	4,086	4,045	4,045								
1950	4,412	4,585	4,585								
1955	5,010	5,107	5,107								
1960	6,039	6,161	6,161	1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548	1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1966	5,920	5,891	1,853	4,038	8,006	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,038
1967	5,700	6,002	1,295	4,707	9,520	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925
1968	5,759	6,052	1,317	4,735	9,533	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509
1969	5,712	6,750	1,289	5,461	11,357	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390
1971	5,421	7,454	1,805	5,649	11,986	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051
1972	5,410	7,254	1,968	5,286	11,399	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	11,548	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489
2001											

注) 遺族(補償)年金の新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計である。

障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。

傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表1-2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移

年度	合 計	C O 中毒 症	せき損	頭頸 部外 傷症 候群	尿道 狭さ く	慢 性 肝 炎	白 内 障 等	振 動 障 害	大腿 骨頸 部骨 折等	人工 関節 等	慢性 化膿 性骨 髄炎	虚血 性心 疾患 等	尿路 系腫 瘍	脳血 管疾 患	有機 溶剤 中毒 等	外傷 による 末梢 神経 損傷	熱傷	サリン 中毒
1967	721																	
1968	721																	
1969	727																	
1970	1,332	614	718															
1971	1,302	686	616															
1972	1,351	624	727															
1973	1,957	1,144	813															
1974	2,154	1,126	1,028															
1975	2,736	1,126	1,266	344														
1976	3,183	1,125	1,501	557														
1977	3,675	1,125	1,802	748														
1978	3,994	1,134	1,847	1,013														
1979	4,305	1,143	1,953	1,209														
1980	5,293	1,142	2,398	1,753														
1981	5,186	1,143	2,364	1,679														
1982	5,793	1,179	2,688	1,926														
1983	5,414	1,177	2,452	1,785														
1984	6,942	1,176	3,133	2,633														
1985	6,796	683	3,252	2,861														
1986	7,416	676	3,405	3,335														
1987	10,271	679	4,006	4,775	279	313	219											
1988	11,024	675	4,133	5,207	346	418	245											
1989	14,195	675	4,474	6,054	380	513	691	1,408										
1990	14,438	674	4,597	5,559	401	578	922	1,707										
1991	15,987	673	4,920	6,191	433	645	1,193	1,889	13	30								
1992	16,929	353	5,191	6,507	450	667	1,484	2,025	94	158								
1993	17,248	351	5,124	6,366	443	639	1,650	2,197	202	276								
1994	19,881	264	5,945	7,222	509	787	1,964	2,374	328	488								
1995	21,035	264	6,171	7,446	501	806	2,188	2,469	459	671	60							
1996	23,603	265	7,075	7,801	583	935	2,639	2,628	629	922	126							
1997	24,877	208	7,118	7,956	575	895	3,034	2,751	852	1,131	176	3	1	16	4	91	63	3
1998	27,068	197	7,623	8,664	567	918	3,383	2,758	997	1,266	260	6	36	35	16	220	119	3
1999	29,425	185	7,811	9,204	610	1,237	3,843	2,807	1,181	1,508	289	10	55	49	20	409	203	4
2000	28,660	174	7,768	8,753	578	844	3,647	2,570	1,289	1,674	316	14	59	69	26	599	274	6

注) 労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1-3 傷病別長期療養者推移状況

区分 傷病名	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度療養中の内訳			
	前年度末 療 養 中	新 規 該 当 者 (再発を含む)	治ゆ又は 中 断 者	死 亡	傷 病 (補 償) 年 金 移 行	本 年 度 末 療 養 中	1 年 以 上 1 年 6 か 月 未 満	1 年 6 か 月 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上
じん肺患者	8,118	1,288	54	397	352	8,603	564	511	913	6,615
せき髄損傷患者	453 (55)	478 (81)	411 (55)	11 (1)	58 (4)	451 (76)	169 (29)	105 (19)	79 (15)	98 (13)
外傷性の脳中枢損傷患者	769 (248)	724 (225)	623 (193)	13 (3)	51 (14)	806 (263)	256 (88)	182 (56)	182 (72)	186 (47)
頭頸部外傷症候群患者	605 (151)	553 (152)	525 (136)	2	19 (3)	612 (164)	177 (49)	127 (31)	115 (42)	193 (42)
頸肩腕症候群患者	151	34	39			146	7	8	11	120
腰痛患者	557	499	447	3		606	151	114	133	208
一酸化炭素中毒患者	5			1		4				4
振動障害患者	8,657	858	580	89		8,846	450	383	775	7,238
その他の患者	16,862 (2,581)	19,429 (3,041)	18,840 (2,867)	63 (8)	62 (3)	17,326 (2,744)	6,195 (1,111)	4,067 (644)	3,513 (545)	3,551 (444)
骨 折	9,417 (1,827)	12,090 (2,293)	11,652 (2,135)	29 (5)	24 (1)	9,802 (1,979)	4,080 (842)	2,333 (467)	1,998 (397)	1,391 (273)
切 断	542 (10)	700 (12)	686 (15)		2	554 (7)	233 (2)	131	104 (4)	86 (1)
関節の障害	1,558 (177)	1,505 (182)	1,501 (190)	4	1	1,557 (169)	496 (67)	366 (38)	350 (39)	345 (25)
打撲傷	1,248 (210)	1,416 (233)	1,383 (241)	6 (1)	11 (1)	1,264 (200)	412 (79)	327 (44)	254 (37)	271 (40)
創 傷	909 (67)	1,165 (75)	1,169 (75)	2		903 (67)	300 (29)	238 (15)	181 (10)	184 (13)
そ の 他	3,188 (290)	2,553 (246)	2,449 (211)	22 (2)	24 (1)	3,246 (322)	674 (92)	672 (80)	626 (58)	1,274 (92)
合 計	36,177 (3,035)	23,863 (3,499)	21,519 (3,251)	579 (12)	542 (24)	37,400 (3,247)	7,969 (1,277)	5,497 (750)	5,721 (674)	18,213 (546)

() は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病 (がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病 (がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
合計	202,390	167,454	34,936	18,610	18,628	-18	10,980	34,276	-23,296	9,082	6,284	2,798	33,467	32,168	1,299

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版「労働衛生のしおり」による)から疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。
 中欄の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの)。
 左欄は、事業主が届け出た「労働者死傷病報告」に基づくもので、暦年。中欄には、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。
 右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 業務上疾病の発生状況(続き)

号	6			7			9			2~9			1~9		
分類	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病			職業性疾病(2号から9号までの小計)			計		
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
合計	1,797	3,514	-1,717	73	1,328	-1,255	467	5,255	-4,788	74,476	101,453	-26,977	252,392	242,544	9,848

表6 労災保険財政の長期見通し

位:百万円

年度	保険料収入	収入計	保険給付等	支出計	決算上の収支	積立金累計	充足率	必要な積立金
1995	1,535,800	1,797,864	960,845	1,287,237	523,917	5,074,566	61.8%	8213836
1996	1,535,219	1,812,736	974,806	1,280,353	528,091	5,602,657	67.3%	8321981
1997	1,548,569	1,821,505	982,027	1,319,828	506,073	6,108,730	71.7%	8523534
1998	1,433,935	1,689,784	971,777	1,285,255	411,061	6,519,791	76.0%	8576105
1999	1,333,834	1,569,258	955,798	1,244,805	333,826	6,853,617	81.7%	8390245
2000	1,330,054	1,542,541	947,863	1,240,618	306,618	7,160,235	86.1%	8318493
2004	1,240,755	1,401,222	974,949	1,275,631	124,883	7,788,660	90.4%	8618716
2007	1,224,137	1,392,317	984,118	1,287,321	104,350	8,130,881	92.1%	8824233
2010	1,207,742	1,402,448	992,716	1,298,504	103,359	8,464,605	93.9%	9016083

労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資として、全て財政融資資金へ預託している。

注) 2000年度までは実績。

収入計は一般会計からの受入、雑収入を、支出計には事務費、返還金を含む。

賃金上昇率は1.2%、雇用者数は△0.1%として推計した。

労働災害の減少に見合う料率の引き下げが行なわれるものとして推計した。

今後の預託金利は年2%とした。

必要な積立金の額は、2000年度実績の年金受給者数を基にスライド率年1.2%、原価率年2%として推計した。

労働安全衛生をめぐる状況

表3 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	1			2			3			4			5		
	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（非災害性腰痛）			さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害（振動障害）			電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群（頸肩腕症候群等）			1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
合計	1,440	4,695	-3,255	2,524	617	1,907	379	9,162	-8,783	1,501	4,423	-2,922	376	298	78

注) 表2の注に同じ。

表4 脳血管疾患及び虚血性心疾患等、精神障害の労災補償状況

	年 度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
脳 血 管 疾 患	請求件数	351	480	538	436	404	328	277	289	403	415	399	358	390	509	
	内9号											349	309	316	448	452
	認定件数	42	61	96	77	78	66	59	80	102	87	88	90	95	96	
	1号	24	47	77	56	54	55	40	57	59	38	42	43	46	48	
	9号	18	14	19	21	24	11	19	23	43	49	46	47	49	48	96
虚 血 性 心 疾 患	請求件数	148	196	239	161	151	130	103	116	155	163	195	163	178	176	
	内9号											190	157	177	169	238
	認定件数	7	20	14	15	15	8	13	12	38	29	31	44	37	41	
	1号	4	5	3	3	5	1	1	3	5	0	4	1	5	4	
	9号	3	15	11	12	10	7	12	9	33	29	27	43	32	37	47
合 計	請求件数	499	676	777	597	555	458	380	405	558	578	594	521	568	685	
	内9号											539	466	493	617	690
	認定件数	49	81	110	92	93	74	72	92	140	116	119	134	132	137	
	1号	28	52	80	59	59	56	41	60	64	38	46	44	51	52	
	9号	21	29	30	33	34	18	31	32	76	78	73	90	81	85	143
精 神 障 害	請求件数	1	8	2	3	2	2	7	13	13	18	41	42	155	212	265
	内自殺	1	4	2	1	0	1	3	5	10	11	30	29	93	100	92
	認定件数	1	0	1	1	0	2	0	0	1	2	2	4	14	36	70
	内自殺	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	2	3	11	19	31

注) 1 「1号」とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、「9号」とは同表第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」事案）である。

2 請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。

3 請求件数については、1号、9号別に統計をとっていないとしている。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表5 職業がんの労災補償状況

疾病の種類	77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	合計						
ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	(87年度末現在の累積認定者数)											412	12	11	14	13	6	20	16	6	7	4	7	4	4	554					
β-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍																			3	3	2	2	1	3	4						
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	(87年度末現在の累積認定者数)											15	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	18					
ペンソトリクロライドにさらされる業務による肺がん	(87年度末現在の累積認定者数)											7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8					
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	21	23	27	22	42	42	52	418						
ベンゼンにさらされる業務による白血病	(87年度末現在の累積認定者数)											8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9					
塩化ビニルにさらされる業務による肺血管肉腫	(87年度末現在の累積認定者数)											2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	5					
電離放射線にさらされる業務による白血病又は皮膚がん	(87年度末現在の累積認定者数)											9	0	1	1	1	1	1	3	1	0	0	0	1	1	20					
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	(87年度末現在の累積認定者数)											113	1	6	4	5	5	4	4	8	5	4	2	6	4	171					
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	(87年度末現在の累積認定者数)											61	2	0	1	1	3	0	5	2	0	0	1	1	0	77					
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	(87年度末現在の累積認定者数)											107	9	4	1	12	4	5	0	0	1	0	0	0	1	144					
4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍																		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍																		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍																		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍																		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん																		5	2	5	4	4	4	6	2	0	1	2	1	1	30
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん																		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他のがん	(87年度末現在の累積認定者数)											209	19	26	13	29	11	22	20	22	20	1	0	0	0	392					
計	(87年度末現在の累積認定者数)											1,025	53	67	50	80	54	73	79	69	68	38	57	61	72	1,846					

注) 1994年度以降の下段の数字は、支給決定時においてすでに死亡している者を内数として計上したものの。

「すす、鉱物油、タール…」の項の1993年度以前の数字は「タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん」という分類によるもの。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

参考: じん肺合併肺がんの労災補償状況

年 度	95	96	97	98	99	00	
請求件数	30	29	47	52	37	45	240
支給決定件数	21	20	35	24	25	24	149
不支給決定件数	10	18	19	13	15	17	92

労働安全衛生をめぐる状況

表7 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実 施 事業場数	受 診 労働者数	有 所 見 者 数	有所見 率	対 象 業務数	実 施 事業場数	受 診 労働者数	有 所 見 者 数	有所見 率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正されている。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正されている。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力(そ の他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

表7 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況(続き)

年度	じん肺健康診断							
	受診労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症 り患者数	有所見 率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-3 特殊健康診断(2000年度・対象業務別・実施事業所数500以上のもののみ)

対象作業	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見 者数	有所見率	対象作業	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見 者数	有所見率
有機溶剤	32,376	510,512	30,044	5.9%	フッ化水素	1,244	41,970	409	1.0%
鉛	5,627	103,122	1,983	1.9%	ベンゼン	576	14,272	160	1.1%
電離放射線	11,128	173,622	7,775	4.5%	マンガン	985	14,142	55	0.4%
石棉	2,191	22,696	183	0.8%	紫外線、赤外線	3,176	65,866	1,522	2.3%
塩素	1,066	20,118	108	0.5%	騒音	3,942	208,117	36,036	17.3%
クロム酸	2,524	24,079	228	1.0%	キーパンチVDT作業	3,885	192,866	10,455	5.4%
コールタール	643	13,347	49	0.4%	振動	2,843	41,893	2,754	6.6%
シアン化カリウム	604	6,161	68	1.1%	金銭登録	546	7,232	345	4.8%
シアン化ナトリウム	780	6,451	95	1.5%	引金付工具	624	54,990	2,108	3.8%

表8-1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2000年度・都道府県別)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	148,768	143,730	128	8,250	30,034	456	258	198	94	550
青森	32,058	30,982	14	1,389	4,271	56	33	23	4	60
岩手	28,200	27,468	22	1,628	5,810	60	29	31	6	66
宮城	44,743	43,227	47	2,369	8,929	81	44	37	7	88
秋田	25,732	24,677	20	1,352	4,515	67	38	29	4	71
山形	28,095	27,593	19	1,432	6,675	51	33	18	4	55
福島	43,121	42,122	34	2,239	8,266	82	56	26	7	89
茨城	46,668	45,527	38	3,215	10,369	159	90	69	6	165
栃木	36,376	35,672	41	2,080	7,155	92	55	37	6	98
群馬	41,536	40,787	32	2,901	12,281	145	97	48	20	165
埼玉	93,969	91,970	74	5,377	32,792	301	200	101	15	316
千葉	76,629	74,718	69	5,062	21,137	260	162	98	7	267
東京	380,435	373,305	113	9,084	74,957	697	493	204	13	710
神奈川	125,602	122,161	87	7,165	34,320	534	396	138	17	551
新潟	60,952	59,382	32	3,173	14,435	152	97	55	22	174
富山	27,760	27,204	20	1,527	4,964	100	71	29	5	105
石川	30,485	29,785	16	1,313	5,231	62	39	23	6	68
福井	22,124	21,519	18	1,104	3,460	49	30	19	3	52
山梨	17,937	17,510	18	836	3,698	40	26	14	5	45
長野	54,676	53,041	44	2,206	9,195	95	47	48	16	111
岐阜	48,120	47,164	49	2,876	12,393	170	114	56	18	188
静岡	91,686	89,910	73	5,315	23,504	266	170	96	10	276
愛知	135,678	132,709	92	8,113	38,446	596	434	162	35	631
三重	38,321	37,461	38	2,867	11,873	165	126	39	38	203
滋賀	26,137	25,457	35	1,521	7,391	106	69	37	14	120
京都	54,908	53,604	37	2,925	11,053	291	234	57	13	304
大阪	210,747	207,037	103	10,823	51,076	1,044	780	264	27	1,071
兵庫	100,066	97,164	89	6,038	22,030	562	446	116	20	582
奈良	24,663	23,974	16	1,423	5,536	148	120	28	3	151
和歌山	28,005	27,188	23	1,511	5,635	136	98	38	12	148
鳥取	14,546	14,252	16	722	2,641	37	21	16	1	38
島根	20,512	19,887	15	1,031	3,493	50	24	26	2	52
岡山	43,276	42,542	37	2,319	9,010	155	103	52	23	178
広島	66,871	65,421	53	3,928	14,971	264	183	81	12	276
山口	34,052	33,309	31	1,776	5,822	127	86	41	12	139
徳島	20,337	19,726	20	1,198	3,563	70	50	20	2	72
香川	23,250	22,759	10	1,549	4,477	82	52	30	14	96
愛媛	34,716	33,930	33	2,130	6,286	138	100	38	17	155
高知	20,141	19,327	15	1,582	4,690	73	53	20	11	84
福岡	101,134	98,956	61	5,753	21,344	520	433	87	27	547
佐賀	18,410	17,934	12	1,136	3,549	41	24	17	10	51
長崎	30,496	29,770	20	1,570	4,772	73	55	18	15	88
熊本	37,982	37,148	35	2,189	6,702	81	43	38	9	90
大分	26,293	25,675	24	1,680	5,205	70	38	32	8	78
宮崎	25,389	24,935	22	1,592	6,253	80	54	26	8	88
鹿児島	35,610	34,847	34	1,969	6,483	83	44	39	7	90
沖縄	22,843	21,601	10	736	2,409	31	11	20	2	33
合計	2,700,055	2,636,067	1,889	139,974	603,101	8,998	6,259	2,739	637	9,635

注) 表1の注を参照。労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表8-2 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2000年度・都道府県別)

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合 計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金	年 金		合 計	傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
北海道	254	308	57	251	543	15,633	1,238	1,147	39	52	6,002	8,393
青 森	26	32	5	27	54	2,003	78	34	29	15	783	1,142
岩 手	22	35	5	30	67	2,414	118	56	43	19	917	1,379
宮 城	64	76	8	68	112	3,039	171	32	103	36	1,110	1,758
秋 田	36	43	5	38	71	2,336	124	87	26	11	906	1,306
山 形	33	35	8	27	49	2,067	130	87	26	17	829	1,108
福 島	56	85	14	71	104	3,789	201	121	52	28	1,376	2,212
茨 城	58	81	17	64	139	3,959	159	88	34	37	1,740	2,060
栃 木	60	87	23	64	107	3,604	336	235	65	36	1,300	1,968
群 馬	62	83	18	65	133	3,648	272	182	62	28	1,551	1,825
埼 玉	100	126	35	91	207	6,088	147	51	54	42	3,270	2,671
千 葉	91	120	28	92	197	5,888	199	47	69	83	2,875	2,814
東 京	208	246	64	182	399	15,285	265	104	90	71	7,886	7,134
神奈川	127	156	40	116	271	8,924	268	122	77	69	4,625	4,031
新 潟	65	86	11	75	152	5,093	305	173	86	46	2,060	2,728
富 山	33	43	5	38	72	2,790	130	81	42	7	1,135	1,525
石 川	24	33	7	26	55	2,031	90	69	9	12	771	1,170
福 井	26	35	7	28	50	1,828	100	48	43	9	680	1,048
山 梨	28	31	5	26	45	1,479	107	67	27	13	547	825
長 野	78	102	9	93	157	3,962	215	161	28	26	1,563	2,184
岐 阜	83	90	16	74	148	4,779	339	271	37	31	2,056	2,384
静 岡	108	131	22	109	215	7,345	338	276	40	22	3,871	3,136
愛 知	156	223	56	167	364	12,125	566	461	64	41	6,313	5,246
三 重	58	76	16	60	137	4,376	579	477	51	51	1,752	2,045
滋 賀	50	57	5	52	103	2,383	198	146	28	24	1,001	1,184
京 都	68	85	19	66	136	4,475	362	259	51	52	2,020	2,093
大 阪	174	231	45	186	477	16,863	525	239	127	159	9,202	7,136
兵 庫	151	171	28	143	279	10,100	460	289	92	79	4,545	5,095
奈 良	23	32	9	23	54	1,966	112	69	28	15	871	983
和歌山	29	42	3	39	89	2,626	281	223	28	30	1,041	1,304
鳥 取	21	24	2	22	39	1,255	63	26	24	13	561	631
島 根	27	30	5	25	53	1,736	76	57	13	6	730	930
岡 山	94	110	27	83	158	4,917	606	501	61	44	1,630	2,681
広 島	92	122	27	95	188	6,910	343	143	103	97	3,324	3,243
山 口	64	75	13	62	115	3,616	173	113	38	22	1,388	2,055
徳 島	35	43	7	36	58	1,886	122	49	44	29	783	981
香 川	27	32	3	29	73	2,195	133	33	64	36	926	1,136
愛 媛	51	57	8	49	104	3,269	212	63	91	58	1,183	1,874
高 知	25	39	5	34	65	2,094	151	54	64	33	855	1,088
福 岡	150	189	37	152	266	10,009	975	642	185	148	3,660	5,374
佐 賀	30	41	9	32	59	1,732	180	95	73	12	554	998
長 崎	57	78	18	60	93	3,404	523	428	78	17	994	1,887
熊 本	67	81	17	64	111	3,706	597	483	68	46	1,070	2,039
大 分	51	71	8	63	103	3,013	330	279	34	17	1,012	1,671
宮 崎	33	41	10	31	65	2,169	257	156	75	26	790	1,122
鹿児島	43	63	15	48	94	2,724	178	76	70	32	1,032	1,514
沖 縄	13	19	6	13	35	853	60	26	18	16	399	394
合 計	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505

注) 表1の注を参照。労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表8-3 業務上疾病発生状況(2000年度・都道府県別)

都道府県	非災害性腰痛	上肢障害	振動障害	じん肺症等	左記のうち管理4(内数)	同前続発性気管支炎(内数)	じん肺合併肺がん	石綿による肺がん	石綿による中皮腫	左記以外の職業がん	脳血管疾患(1号)	脳血管疾患(9号)	虚血性心疾患(1号)	虚血性心疾患(9号)	精神障害	左記のうち自殺(内数)
北海道		46	56	194	74	99	3		1	2	22	1		2	2	2
青森	2	2	6	3	1	2									1	1
岩手	2	7	4	5		5		1						1		
宮城		7		2		2						1		2		
秋田	1	3		2		2					1	1	1	1		
山形		3	5	11	3	2								2		
福島		4	6	23	5	18				1		1		2		
茨城	1	16	2	17	9	8									1	
栃木		1	2	22	14	8						1		2		
群馬		17	3	27	16	9	1					1				
埼玉		7	10	10	5	4					1	3				
千葉		12	4	7	1	6	1					2		1		
東京	8	80	16	27	10	15	1		3	4	1	10		6	3	2
神奈川	7	30	7	44	8	34		4	8			4	1	1	3	
新潟		21	26	66	11	53								1	1	1
富山		2	9	15	1	14						1		1		
石川			2	11	4	7										
福井			7	14	2	11	1									
山梨			2	11		10										
長野	1	8	7	17	6	10			1						2	2
岐阜	1	6	27	43	6	32			1							
静岡		19	5	21	3	16			1		1	1		2		
愛知	1	36	6	40	12	19	2	1			1	1				
三重		15	13	25	1	24									1	1
滋賀	7	8	10	5		4						4				
京都	8	20	25	7		7			1			1		2	1	1
大阪	8	56	23	42	15	24		4	4	1	1	4	1	3	6	2
兵庫			29	73	11	41		3	7	1	1	3		3	5	2
奈良		7	10	11	4	7					2					
和歌山		2	7	11		10				2					1	
鳥取			1	1		0					2		1			
島根		3	4	7		6										
岡山		7	7	80	11	59	2	4	1					1		
広島		12	21	34	5	27			2	2	2				1	
山口		1	11	24	6	18			1					1		
徳島			37	9	0	9					1	1			1	1
香川		6	9	4	2	2			2					1		
愛媛		7	62	22	3	18	1									
高知		5	58	8		6										
福岡	1	10	7	63	17	41		1		7	1	1			3	
佐賀		2	3	15	7	5										
長崎		1	7	136	12	121	7				4	3		1	1	1
熊本			21	27	4	22	3					1			1	1
大分		4	92	53	4	40	2		1		7					
宮崎		4	74	17	1	16										
鹿児島		4	40	15		13						1		1	2	2
沖縄		6	1	1		1						1				
合計	48	507	784	1,322	294	907	24	18	34	20	48	48	4	37	36	19

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表8-4 傷病別長期(1年以上)療養者推移状況(2000年度末・都道府県別)

都道府県	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切 断	関節の障害	打撲傷	創 傷	その他	合 計
北海道	682	28	34	40	4	42		1,916	1,080	640	30	168	51	22	169	3,826
青 森	54	9	4	13		4		37	147	87	2	9	9	8	32	268
岩 手	55	7	10	6	1	1		16	146	78	6	6	7	16	33	242
宮 城	239	9	15	19	2	9		46	358	223	6	32	22	17	58	697
秋 田	100	5	7	3		2		41	120	76	4	3	9	4	24	278
山 形	74	2	6	11		1		44	176	104	6	6	11	4	45	314
福 島	218	6	10	8		1		31	120	61	4	2	4	1	48	394
茨 城	283	16	15	14		5		8	167	111	10	9	1	7	29	508
栃 木	68	4	10	6		1		8	176	95	6	5	6	7	57	273
群 馬	93	3	16	3		1		44	184	119	4	13	12	14	22	344
埼 玉	45	15	36	22	4	19		54	484	296	19	31	26	32	80	679
千 葉	40	17	86	66	10	109	3	28	898	533	17	51	63	78	156	1,257
東 京	118	28	125	44	20	50		44	1,709	919	37	174	115	88	376	2,138
神奈川	178	28	55	38	14	83		60	1,001	608	28	99	54	43	169	1,457
新 潟	206	10	11	6	1	2		154	194	117	8	9	4	11	45	584
富 山	109	4	3			1		66	89	43	6	6	5	7	22	272
石 川	46	7	5	5		2		26	90	58	4	8	8	2	10	181
福 井	104	5	1	4				88	68	45	3	2	1		17	270
山 梨	44	1	1	12		3		49	102	73	9	1	2		17	212
長 野	180	11	8	12		11		135	319	172	9	31	24	23	60	676
岐 阜	297	12	12	7		5		201	136	85	6	9	7	5	24	670
静 岡	57	8	24	16	5	2		41	407	243	21	31	20	29	63	560
愛 知	129	26	54	24	4	8		42	1,102	685	30	66	117	74	130	1,389
三 重	17	12	7	4	1	8		51	154	99	5	11	6	7	26	254
滋 賀	81	8	8	11	5	27		65	271	143	11	34	23	8	52	476
京 都	251	6	8	10	14	36		301	659	341	15	143	55	29	76	1,285
大 阪	217	28	61	51	27	26		96	2,559	1,152	96	268	319	159	565	3,065
兵 庫	324	20	20	36	9	43		243	619	394	25	57	23	33	87	1,314
奈 良	99	2	2	2				92	118	66	9	10	15	5	13	315
和歌山	68	4	7	1		3		83	218	107	9	19	22	8	53	384
鳥 取	26			1				21	43	23	1		6		13	91
島 根	39	3	2	1		1		58	63	33	5	13		2	10	167
岡 山	417	15	29	13	4	4	1	135	282	158	8	20	9	9	78	900
広 島	504	13	17	43	11	32		259	659	392	19	38	33	43	134	1,538
山 口	206	7	4	1		1		79	224	139	6	8	14	17	40	522
徳 島	123	2	7	1		3		326	63	35	2	2	3		21	525
香 川	35	3	17	4		6		100	136	84	7	10	5	7	23	301
愛 媛	231	16	26	25	1	7		1,040	427	260	4	38	28	24	73	1,773
高 知	262	8	8	6		28		1,037	202	101	10	39	23	12	17	1,551
福 岡	602	19	21	9	1	8		117	685	397	16	28	48	24	172	1,462
佐 賀	85	2	3	3				26	55	25	3	4	3		20	174
長 崎	782	3		1				47	84	62		6	5	2	9	917
熊 本	229	3	3					199	95	66	4	8	4	2	11	529
大 分	346	4		5	8	7		589	152	86	8	19	16	4	19	1,111
宮 崎	75	2	4			2		447	106	58	4	4	15	8	17	636
鹿 児 島	149	7	4	4				236	116	76	7	2	6	4	21	516
沖 縄	16	3		1		2		20	63	34	5	5	5	4	10	105
合 計	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

○「不法就労」外国人に対する労災補償の状況

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。

「合計」欄は、1987～1999年度の合計である。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 被災労働者の国籍（人数）

国名	年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	合計	国名	年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	合計
イ ラ ン		101	89	72	66	35	35	29	427	イ ギ リ ス		0	0	1	0	0	0	0	1
パ キ ス タ ン		34	33	20	35	30	21	23	196	レ ソ ト		1	1	0	0	0	0	0	2
バングラディシュ		28	31	24	25	41	26	37	212	ベ ナ ン		1	1	0	0	0	0	0	2
韓 国		38	23	14	11	7	8	11	112	ス ー ダ ン		1	1	0	0	0	0	0	2
フ ィ リ ピ ン		25	14	26	18	22	17	17	139	ク ロ ア チ ア		0	0	0	0	2	0	0	2
中 国		9	10	11	15	19	14	11	89	オ ラ ン ダ		0	0	0	0	0	1	1	2
ス リ ラ ン カ		23	19	22	15	23	15	16	133	エ ジ プ ト		0	0	0	0	0	1	0	1
タ イ		18	26	22	9	10	6	16	107	フ ラ ン ス		0	0	0	0	0	0	0	0
ペ ル ー		12	24	19	13	11	10	13	102	シンガポール		0	0	0	0	0	0	0	0
イ ン ド		9	11	9	16	12	8	12	77	キ ュ ー バ		0	0	0	0	0	0	0	0
マ レ ー シ ア		9	6	6	6	3	1	1	32	ド イ ツ		0	0	0	0	0	0	0	0
ブ ラ ジ ル		12	6	9	10	8	5	1	51	南 ア フ リ カ		0	0	0	0	0	0	0	0
ネ パ ー ル		5	5	3	2	7	8	7	37	マ リ		0	0	0	0	0	0	0	0
ガ ー ナ		2	6	4	2	2	2	2	20	バブアニューギニア		0	0	0	0	0	0	0	0
ミ ャ ン マ ー		2	5	3	5	3	2	4	24	ブルキナファソ		0	0	0	0	0	0	0	0
ナ イ ジ ェ リ ア		8	0	0	7	2	0	0	17	ス リ ナ ム		0	0	0	0	0	0	0	0
インドネシア		4	0	2	2	6	1	3	18	パ ハ マ		0	0	0	0	0	0	0	0
ベ ト ナ ム		2	0	0	4	2	0	4	12	メ キ シ コ		0	0	0	0	0	0	1	1
ト ル コ		0	2	2	2	3	2	3	14	アイルランド		1	0	0	0	0	0	0	1
ア メ リ カ		2	1	0	2	1	0	0	6	ホンジュラス		1	0	0	0	0	0	0	1
台 湾		0	0	0	0	1	0	0	1	ヨ ル ダ ン		0	1	0	0	0	0	0	1
ボ リ ビ ア		1	1	2	0	0	0	1	5	スウェーデン		0	1	0	0	0	0	0	1
ギ ニ ア		1	0	0	1	0	0	1	3	アルゼンチン		0	0	1	0	0	0	0	1
ウ ガ ン ダ		0	0	1	2	1	1	5	10	チ ュ ニ ジ ア		0	0	1	0	0	0	0	1
コ ロ ン ビ ア		0	2	0	0	1	0	0	3	イ ス ラ エ ル		0	0	0	0	1	0	0	1
オーストラリア		1	0	0	1	1	0	0	3	サウジアラビア		0	0	0	0	1	0	0	1
ラ オ ス		0	0	0	2	1	0	0	3	チ リ		0	0	0	0	0	1	0	1
ニュージーランド		0	0	0	0	1	0	0	1	カ ナ ダ		0	0	0	0	0	1	1	2
香 港		0	0	0	0	0	0	0	0	ガ テ マ ラ		0	0	0	0	0	1	0	1
タンザニア		0	0	0	0	0	0	0	0	モ ー リ シ ャ ス		0	0	0	0	0	0	1	1
ド ミ ニ カ		0	0	0	0	0	0	1	1	不 明		0	1	2	2	0	0	0	5
										計		351	320	276	273	257	188	221	1,886

表4 補償状況（人数）

保険給付の種類	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	合計
療養（補償）給付	39	70	70	169	267	298	289	259	251	250	244	167	200	215	2,788
休業（補償）給付	21	19	40	80	128	197	195	153	124	112	101	79	98	107	1,454
障害（補償）給付	7	6	10	38	55	69	87	76	39	20	31	18	37	24	517
遺族（補償）給付	0	0	2	2	4	1	3	4	4	3	3	5	1	1	33
葬祭料（葬祭給付）	0	0	2	2	3	1	1	4	4	3	3	4	0	0	27
合 計	67	95	124	291	457	566	575	496	422	388	382	273	336	347	4,819

表2 就労事業場の種類(人数)

業 種	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	合計
林 業	2	3	0	0	0	1	2	8
木 材 伐 出 業	0	0	0	0	0	0	1	1
採 石 業	1	0	0	0	0	1	0	2
その他の鉱業	1	1	1	0	0	0	0	3
道路新設業	2	0	1	0	0	1	0	4
ほ装工業	1	2	1	1	0	0	0	5
建築事業	38	32	29	33	25	23	23	203
既設建築物設備工事	2	2	0	3	0	1	2	10
機械装置の組立又は すえ付けの事業	0	3	0	0	1	1	0	5
その他の建設業	19	14	9	7	6	6	7	68
食品製造業	19	25	23	27	20	14	20	148
繊維工業又は繊維 製品製造業	6	4	5	4	8	3	7	37
木材又は木製品 製造業	9	15	15	6	10	7	5	67
パルプ又は紙 製造業	0	0	0	0	0	0	1	1
印刷又は製本業	4	7	1	3	1	0	1	17
化学工業	7	5	10	6	10	2	8	48
コンクリート製造業	0	0	0	0	0	3	2	5
ガラス又はセメント製 造業	0	0	0	0	1	0	0	1
その他の窯業又は 土石製品製造業	11	11	4	8	2	2	0	38
金属精錬業	1	0	3	2	0	0	0	6
非鉄金属精錬業	1	1	0	0	0	8	6	16

業 種	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	合計
金属材料品製造業	2	0	5	4	1	0	0	12
鑄 物 業	11	8	7	14	8	4	10	62
金属製品製造業又は 金属加工業	84	72	54	64	51	39	51	415
一般金物製造業	1	2	2	1	0	0	0	6
め っ き 業	2	2	0	1	1	1	2	9
機械器具製造業	13	12	12	11	19	9	16	92
電気機械器具 製造業	7	9	7	4	5	4	4	40
輸送用機械器具 製造業	19	30	21	27	34	25	22	178
船舶製品製造業	1	1	0	1	0	0	0	3
計量器、光学機械、 時計等製造業	3	0	1	1	1	0	0	6
貴金属製品、装身 具、皮革製品等 製造業	0	1	0	2	1	0	0	4
その他の製造業	31	23	22	15	17	11	11	130
貨物取扱業	5	3	4	4	3	1	0	20
港湾荷役業	0	0	0	1	0	0	0	1
港湾貨物取扱業	1	1	0	0	0	0	0	2
農業又は漁業	1	4	2	0	3	5	3	18
清掃、火葬又はと畜 の事業	4	1	3	3	1	2	1	15
ビルメンテナ ンス業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の各種事業	42	26	34	20	28	14	16	180
計	349	320	271	269	256	188	221	1,874

表3 就労場所(人数)

就 労 場 所	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	合計
群 馬	92	65	65	66	105	70	85	548
東 京	62	61	22	18	8	4	0	175
千 葉	48	39	43	29	29	28	21	237
茨 城	41	43	43	29	19	15	31	221
愛 知	19	28	46	44	40	32	41	250
埼 玉	11	3	3	23	16	1	1	58
神 奈 川	13	7	1	10	4	1	4	40
栃 木	16	18	9	15	10	9	16	93
静 岡	7	16	12	12	4	5	6	62
大 阪	14	4	1	4	1	0	0	24
三 重	0	4	8	3	7	11	6	39
山 梨	6	11	6	6	1	0	0	30
長 野	7	6	5	6	1	3	4	32
新 潟	3	3	5	5	3	2	2	23
兵 庫	1	2	2	0	1	2	1	9
滋 賀	4	2	0	1	2	0	0	9
奈 良	2	2	1	0	1	1	0	7

就 労 場 所	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	合計
京 都	0	1	0	0	0	1	0	2
福 井	1	3	2	0	0	2	1	9
福 岡	0	0	0	0	3	0	0	3
和 歌 山	0	0	0	2	0	0	0	2
福 島	1	0	0	0	0	0	0	1
富 山	1	0	0	0	0	0	0	1
岐 阜	0	0	2	0	1	0	2	5
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0
北 海 道	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	1	0	0	1
高 知	1	0	0	0	0	0	0	1
佐 賀	1	0	0	0	0	0	0	1
岡 山	0	1	0	0	0	0	0	1
鹿 児 島	0	1	0	0	0	0	0	1
北 海 道	0	0	0	0	0	1	0	1
計	351	320	276	273	257	188	221	1,878

安全衛生・労災補償関係通達

2001年度

2001. 4. 2 基発第295号「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業の実施について(一部改正)」
2001. 4. 4 * 基発第334号「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行等について」
2001. 4. 5 ※基安発第9号の2「ボイラー実技講習におけるボイラー実技講習用シュミレータの使用について」
2001. 4. 6 基発第339号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」
2001. 4. 6 基発第341号「平成13年度全国安全週間の実施について」
2001. 4. 6 基発第342号「電離放射線業務に従事した労働者の『急性リンパ性白血病』に係る業務上外(回答)について」(広島労働局長宛)
2001. 4. 6 ※基安発第10号「国家公務員法に基づく人事院規則の適用を受けていた特定機械等が、新たに労働安全衛生法の適用を受けることとなった場合の取扱いについて」
2001. 4. 10 基発第344号「建設業における労働基準法等違反事業場について」(国土交通省総合政策局長宛)
2001. 4. 10 基発第354号「届出事業場に所属する労働者等からの就業規則の開示要請の取扱いについて」〔2001年6月号〕
2001. 4. 19 基労補発第10号「JR新大久保駅事故に関する通勤災害の認定事例等の送付について」
2001. 4. 24 基発第397号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について(その21)」(住友金属建材(株)等宛)
2001. 4. 24 基労補発第11号「運動競技に伴う災害に係る『補504労災保険情報の速報』について」
2001. 4. 25 ※基発第401号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」
2001. 4. 25 ※基安発第20号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」
2001. 4. 25 ※基発第402号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」
2001. 4. 27 ※基発第413号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について」
2001. 4. 23 ※基発第414号「職場におけるメンタルヘルス対策の事業者支援事業の実施について」
2001. 4. 27 基労補発12号「診断書及びレセプトから見た長期療養者に係る療養(補償)給付上の問題点(適正給付に係る参考資料)の送付について」
2001. 5. 1 基発第418号「社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
2001. 5. 6 基発第430号「酸素欠乏作業主任者技能講習規定の一部改正に伴う関係通達の一部改正について」
2001. 5. 11 基発第440号「建設業附属寄宿舎における災害による災害防止等に関する緊急点検の実施について(要請)」(建設業労働災害防止協会宛)
2001. 5. 11 ※基発第441号「建設業附属寄宿舎における労働基準法等関係法令の遵守の徹底について」

2001. 5. 18 基発第461号「建設業における労働基準法等違反事業場について(通報)」(国土交通省総合政策局長宛)
2001. 5. 18 基労補発第13号『「労災保険給付事務取扱手引」の送付について」
2001. 5. 25 基発第480号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の推進について」
2001. 5. 29 基労補発第14号「じん肺有所見者に発生した肺がんに係る労災補償請求事案の取扱いについて」(2001年10月号)
2001. 5. 29 認定業務班長事務連絡「じん肺有所見者に発生した肺がんに係る労災補償請求事案の取扱いについて」(2001年10月号)
2001. 6. 1 基発第497号『「労働保険事務組合報奨金交付要領」の一部改正について」
2001. 6. 1 ※基発第501号「機械の包括的な安全基準に関する指針について」(2001年8月号)
2001. 6. 1 ※基安発第14号『「機械の包括的な安全基準に関する指針」の解説等について」(2001年8月号)
2001. 6. 1 基労補発第15号「平成13年度における長期未処理事案の解消対策について」
2001. 6. 11 ※基安発第34号「ヒドロキシルアミンに係る爆発災害等の防止について」
2001. 6. 13 基発第534号「労働災害原因要素分析調査の実施について」
2001. 6. 21 ※基安発第18号・基安労発第17号・基安化発第26号「技能講習修了証明書統合発行システムの運用に係る留意事項について」
2001. 6. 22 ※基発第568号「電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における被ばく歴の有無の調査・評価項目及び健康診断の項目の省略等の可否について」
2001. 6. 22 ※基安労発第18号「電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における被ばく歴の有無の調査の調査項目の詳細事項について」
2001. 6. 25 ※基安労発第19号「じん肺管理区分決定の審査におけるCR写真の取扱いについて」
2001. 7. 2 基発第594号「平成13年度全国労働衛生週間の実施について」
2001. 7. 3 ※計画課国際室長事務連絡「ILOの労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドラインについて」(2001年10月号)
2001. 7. 9 ※基安安発第21号「技能講習修了証の偽造に係る情報について」
2001. 7. 9 ※基発第613号の2「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」
2001. 7. 12 ※基発第623号「車両系建設機械等の運転業務従事者に対する危険を再認識させるための教育の推進について」
2001. 7. 16 ※基発第631号「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)の施行について」
2001. 7. 16 ※基発第632号「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)の施行に伴う試験事務等の留意事項について」
2001. 7. 16 ※基発第633号「障害者等に対して技能講習等を実施する場合における配慮について」
2001. 7. 16 ※基発第634号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」
2001. 7. 17 基労補発第19号「義肢の断端袋の支給に係る事務の取扱いについて」
2001. 7. 17 基発第650号『「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」の一部改正について」
2001. 7. 19 基発第656号「メリット制事務処理手引の作成について」
2001. 7. 24 ※基安安発第23号の2「夏季における感電災害の防止について」
2001. 7. 24 ※基発第665号「陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育(定期又は随時)」について」
2001. 7. 25 ※基安労発第22号「熱中症の予防について」
2001. 7. 30 ※基安発第45号「コンクリート養生用等圧力容器の破裂災害の再発防止対策について」
2001. 7. 30 基労発第3号「労災保険給付事務処理の総点検等について」
2001. 7. 31 基発第688号「特定機械等管理システムに係る機械処理について」
2001. 7. 31 ※基発第689号「足場等の倒壊による労働災害の防止対策の徹底について」
2001. 8. 6 基発第710号「平成13年度労働保険適用促進月間の実施について」

2001. 8. 10 基発第716号「事業者に対する色覚異常についての正しい理解の促進について」[関係団体宛]
2001. 8. 15 基発第724号「『平成13年度労働環境調査』の実施について」
2001. 8. 29 基発第766号「建設業における労働基準法等違反事業場について(通報)」(国土交通省総合政策局長宛)
2001. 8. 30 基発第769号「不適切な就業禁止等の規定を有する就業規則の適正化に係る指導について」
2001. 9. 3 基発第778号「公認会計士等による外部監査の導入について」(公益法人宛)
2001. 9. 3 基発第779号「インターネットによる業務及び財務等に関する資料の公開について」(公益法人宛)
2001. 9. 5 ※基安安発第31号「技能講習修了証の偽造に係る情報について」
2001. 9. 10 基発第810号「労働局における専門官職の所掌事務に関する準則の改正について」
2001. 9. 18 ※基発第828号「『工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針の一部を改正する指針』の閲覧及び周知について」
2001. 9. 18 ※基発第829号「『油炊きボイラー及びガス炊きボイラーの燃焼設備の構造及び管理に関する技術上の指針の一部を改正する指針』の閲覧及び周知について」
2001. 9. 18 ※基発第831号「防毒マスクの規格の一部を改正する告示の適用について」
2001. 9. 19 基発第832号「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行について」
2001. 9. 19 基発第833号「個別労働関係紛争解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度の運用について」
2001. 9. 19 基発第835号「建設業における労働基準法等違反事業場について」(国土交通省総合政策局長宛)
2001. 9. 21 基発第848号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第9条の規定に基づく適用除外について(その51)」(日工セック(株)等宛)
2001. 9. 25 基発第852号「申告・相談等の対応に当たって留意すべき事項について」
- 2001.10. 1 ※基発第875号「日本工業規格B8265(圧力容器の構造—一般事項)に適合する圧力容器の製造に係る取扱いについて」
- 2001.10. 1 ※基安安発第32号「圧力容器構造規格と日本工業規格B8265(圧力容器の構造—一般事項)の比較対照表の送付について」
- 2001.10. 3 基発第21-2号「二次健康診断給付に係る協力について(依頼)」
- 2001.10. 3 基労補発第22号「健診給付医療機関への労働者の健康保持サービス機関の名簿の提供について」
- 2001.10. 5 基発第895号「労働基準行政関係功労者厚生労働大臣表彰実施要領及び同表彰運用方針について」
- 2001.10.10 ※基安安発第55号「小規模雑居ビルの防火安全対策について」[2001年11月号]
- 2001.10.11 基発第900号「平成13年度労働保険適用促進月間の実施について」
- 2001.10.16 ※基安安発第33号「ボイラー等の2年連続運転の認定及び4年連続運転の試行認定に係る承継の取扱いについて」
- 2001.10.16 基発第911号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る施術料金等の取扱いについて(一部改正)」
- 2001.10.16 基労補発第23号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る施術料金等の取扱いの運営上の留意点について」
- 2001.10.16 基労補発第24号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る施術料金等の協定及び受入者払について」(日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会宛)
- 2001.10.17 基発第918号「税理士法施行令の一部を改正する政令(社会保険労務士法施行令の一部改正関係)の施行について」
- 2001.10.22 ※基安安発第34号「圧力容器構造規格第51条(のぞき窓)の確認等の徹底について」
- 2001.10.23 基発第927号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第9条の規定に基づく適用除外について(その52)」(川鉄機材(株)等宛)
- 2001.10.23 基発第928号「所定外労働削減要綱の改訂」
- 2001.11. 2 基発第952号「労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料金等の一部改正について」
- 2001.11. 2 基発第955号「労災診療費の適正払いの徹底について」

2001.11. 5 基発第962号「診療費請求内訳書等の被災労働者への開示について」

2001.11. 5 基発補発第25号「診療費請求内訳書等の被災労働者への開示に係る取扱要領について」

2001.11. 8 基発第976号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について(その23)」(株)有弘メンテナンス等宛)

2001.11. 8 基発第977号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第9条の規定に基づく適用除外について(その53)」(光洋機械産業(株)等宛)

2001.11.16 基発補発第26号「『脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会』の検討結果及び当該検討結果を踏まえた事務処理について」

2001.11.16 基発補発第27号「労災保険における『治ゆ』についてのパンフレットの配布について」

2001.11.16 基発第998号「労災保険における看護給付の取扱いの一部改正について」

2001.11.16 基発補発第28号「労災保険における看護給付の取扱いに係る留意点について」

2001.11.16 基発補発第29号「二次健康診断等給付質疑応答集の送付について」

2001.11.16 * 基発第1004号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」

2001.11.19 基発第1010号「労働基準行政関係功労者表彰要領及び労働基準行政関係功労者表彰要領運用方針の一部改正について」

2001.11.20 基発第1011号「建設業における労働基準法等違反事業場について(通報)」(国土交通省総合政策局長宛)

2001.11.29 基発第1026号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」(茨城局宛)

2001.11.30 基発第1033号「診療費電子レセプト処理システムに係る様式の追加について」

2001.11.30 基発補発第30号「『振動障害の検査事項に関する技術専門検討会報告書』の送付について」(2002年9月号)

2001.12. 3 * 基発第1036号「ヒドロキシルアミン等の安全な取扱い等に関する技術上の指針」の閲覧及び周知について」

2001.12.12 * 基発第1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認

定基準について」(2002年1・2月号)

2001.12.12 基発補発第31号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準の運用上の留意転倒について」(2002年1・2月号)

2001.12.13 基発第1064号「労働基準局報告例規の一部改正について」

2001.12.18 基発第6号「一人親方等特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について」

2001.12.19 基発第1091号「賃金の支払の確保等に関する法律施行令の一部改正について」

2001.12.19 基発補発第32号「労災保険における練習用仮義手及び仮義足の取扱いについて」

2001.12.26 基発第1106号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について(その22)」(アルインコ(株)兵庫第2工場等宛)

2002. 1. 9 基安発第0109001号「コンクリート用化学混和剤を貯留するタンク内作業における酸素欠乏症等の防止について」

2002. 1.10 基発第0110001号「二次健康診断における胸部超音波検査及び頸部超音波検査の実施について」

2002. 1.21 基発第0121001号「アントラセンによる健康障害を防止するための指針、ジクロロメタンによる健康障害を防止するための指針、クロロホルムによる健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針等の閲覧及び周知について」

2001. 1.22 基発第0122004号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第9条の規定に基づく適用除外について」(アルインコ(株)等宛)

2002. 2. 1 基発第0201001号「耳及び口の障害に関する障害等級認定基準の一部改正について」(2002年8月号)

2002. 2. 1 基発補発第0201001号「耳及び口の傷害の認定基準の一部改正等の留意点について」(2002年8月号)

2002. 2.12 * 基発第0212001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(2002年8月号)

2002. 2.13 基発第0213001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」

2002. 2.13 基発第0213002号「労働基準法第14条第

- 1号及び第2号の規定に基づく厚生労働大臣が定める告示の一部を改正する告示及び労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用について」
2002. 2. 13 基労補発第0213001号「労災診療費の適正払いに向けた取り組みについて」
2002. 2. 15 基労補発第0215001号「『日本耳鼻咽喉学会認定騒音性難聴担当医名簿』の送付について」
2002. 2. 19 基発第0219001号「建設業における労働基準法等違反事業場について(通報)」(国土交通省総合政策局長宛)
2002. 3. 7 基労補発第0307001号「労災保険給付に関する支給制限及び費用徴収事例集の送付について」
2002. 3. 8 基発第0308002号「労働時間等に関する調査的監督について」
2002. 3. 12 基発第0312001号「いわゆる労災かくしの排除について」((社)日本医師会宛)
2002. 3. 12 基労補発第0312001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」
2002. 3. 14 ※基発第0314003号「安全帯の規格の全部を改正する告示の適用について」
2002. 3. 14 基労補発第0314002号「労災診療費の適正払いに向けた取り組みについて」
2002. 3. 15 ※基発第0315002号「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインについて」[2002年7月号]
2002. 3. 15 ※基安発第0315001号「下水道清掃作業における硫化水素中毒災害の防止について」
2002. 3. 19 基発第0319007号「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」
2002. 3. 19 基発第0319008号「訪問介護事業場に関する調査的監督について」
2002. 3. 22 基発第0322006・7号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について」((株)ピカコーポレーション等宛)
2002. 3. 22 基発第0322009号「労働保険ネットワークシステムの端末設備の管理及び運用に関する通達の一部改正について」
2002. 3. 25 基発第0325002号「労働保険ネットワークシステムの端末設備の管理及び運用に関する通達の一部改正について」
2002. 3. 26 基発第0326001号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
2002. 3. 26 基発第0326010号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係通達の改正について」
2002. 3. 27 基発第0327005号「じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて」[2002年6月号]
2002. 3. 27 基労補発第0327001号「じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いに関する留意事項について」[2002年6月号]
2002. 3. 27 基発第0327006・7号「エレベーター構造規格第43条に基づく適用除外について」(日本エレベーター製造等宛)
2002. 3. 27 基発第0327008号「『不法就労等外国人問題地方協議会の設置について』の改正について」
2002. 3. 27 基発第0327009号「平成14年度テレワーク普及推進事業の実施について」
2002. 3. 27 基発第0327010号「平成14年度勤労者リフレッシュ推進事業の実施について」
2002. 3. 28 基発第0328005号「労働基準行政情報システム事務処理手引(特定機械等管理システム編)について」
2002. 3. 28 ※基安安発第0328001号「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」
2002. 3. 28 基労補発第0328001号「『労災業務必携』の送付について」
2002. 3. 29 基発第0329008号「中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について」[2002年5月号]
2002. 3. 29 基労補発第0329001号「中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正に伴う事務処理上の留意事項について」
2002. 3. 29 基労補発第0329002号「労働者災害補償保健と自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済とを調整する際の損害賠償額の算定について」
2002. 3. 29 基発第0329017号「『労働安全衛生規則等』の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について (→42頁に続く)

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 情報公開・労働行政の体質改善

2001年4月1日から施行された情報公開法は、こと労働行政に関しては、これまでが甚だしい秘匿体質であったがために、その体質改善の有力な武器となり得ます。

私たちはこの間、現場に密着した地域センターの全国ネットワークという特色を生かして、各地の労働基準監督署や都道府県労働局等とのやりとりと毎年の厚生労働省交省、パブリックコメント手続やマスコミ、国会、審議会等への働きかけなどの従来からの手段と組み合わせ、積極的に情報公開法に基づく開示請求を活用してきました。その成果は、本号の各資料や2002年3月号特集をはじめ、本誌で逐次報告しているところです。この間の教訓は、実際に活用していけば必ず成果が上がる、行動を起こさなければ、担当者が変わっただけでもあつと言う間に逆戻りしてしまうということです。最近では、労働行政情報開示請求に取り組む方々から、相談や情報が寄せられたりということも増えてきています。

一例を挙げれば、「委託研究」については、これまで一貫して実態を秘匿してきましたが、昨年ようやく交渉を通じて過去3年度分の労働安全衛生・労災補償関係の委託研究一覧リストが提供されました。しかし、成果物(研究報告)は開示請求しないと公表できないという対応であったため、ともかく過去3年度分の全成果物を確保するとともに、委託契約書、委託金額等についても合わせて開示請求しました。結果、厚生労働省は委託金額等について不開示と決定したため、情報公開審査会に不服申し立て。内訳明細は除外したものの、委託金額の合計額は開示すべきという審査会の答申が出されて、答申どお

り開示されるという結末になりました。

より重要なことは、この経過を通じて、少なくとも労災補償関係については、すでに委託研究の成果物が厚生労働省図書館に納められるようになったことです。安全衛生関係もこれに続くものと信じています。国民の税金を使って、本来国民の福利の向上のために行われた調査研究の成果を、開示請求などという金と手間のかかる手続を経なくても見ることができるという状況を、1年がかりで(相当の経費と手間も費やして)実現できたわけです。「委託研究」に限りませんが、次は、開示された情報の活用についての、官と在野の新たな関係を築くという、本来の課題に取り組まなければなりません(委託研究で言えば、現実に行われた研究の成果をどう生かしていくかということばかりでなく、委託研究のあり方自体も問題にしていく必要があるでしょう)。

しかし、いまだに「存在情報」に当たる委託研究一覧は、唯一私たちが交渉の場を通じて入手しているという現状が、現行の情報公開法システムの限界を示しているとも言えるでしょう。「通達」の「存在情報」を公表することも要求し続けていますが、厚生労働省側は問題の所在すら理解していない現状です。やむなく、労働基準局、安全衛生部、労災補償部の発議文書台帳等を開示請求によって入手することによって「安全衛生・労災補償関係通達一覧」(30頁参照)所収のリストを自前で作成し、情報提供を要請し、応じなければ開示請求、という賽の河原に石を積み上げるような作業を続けているところです。

一部の審議会・検討会等の会議自体が公開＝傍聴可能となったことは、決定的に重要なことです。労使、国民の代表や専門家の役割と責任が、晴天のもとにさらされることになるからです。残念ながら私たちも、本審、部会、分科会を含めた審議会の傍聴

にはきちんと取り組めていませんが、「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」には第1回から傍聴態勢をとり、8月8日の第4回まで毎回、全国じん肺患者同盟の東京東部支部、横須賀支部のじん肺被災者の方々や安全センター関係者らが傍聴しました。このことは、検討会委員、事務局である行政、傍聴者全員にとって有意義であり、たんに議事録や資料等の公表・開示とは次元を異にするものと信じています。「整形外科の障害認定に関する専門検討会」は、7月31日の第13回にして初めて、存在を明らかにするとともに、会議を公開しましたが、これも傍聴し、今後も継続したいと考えています。「管理濃度等検討会」も会議が公開されており、今後、傍聴していきたいと思えます。

7月26日の厚生労働省交渉の結果、公表されてはいないものの、現在、上記以外に、「労災保険保険制度のあり方に関する専門検討会」、「神経系統の機能又は精神の障害認定に関する専門検討会」が存在していることが判明しました。専門検討会の会議の公開ばかりか存在の公表すら、言わば「官僚の匙加減」で決められている現状を早急に改善させていきたいと考えています。

「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会」が「時間外労働等の目安時間」を示したことや、「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」が8月8日にじん肺合併肺がんを「合併症にかかっていると認められる者として療養を要する者」に該当するものと考え適切な療養を確保するとともに、離職者も含めたじん肺有所見者全員に年1回、「肺がんを見つけるための」のらせんCT検査・喀痰細胞診を行うこと等を提言したことは、歓迎されています（私たちも歓迎します）。しかし、どちらも（座長も同一人物ですが）、正式の最終報告がまとめられる前に行政当局が内容の記者発表を行っているという共通点があります。前者については、会議は公開されなかったため、公表された議事録及び開示された会議資料を分析することにより、後者については、直接傍聴したことにより、事務局＝行政当局の意を受けたかなり強引な運営と終わらせ方をしていることがわかっています。

「結果さえよければ、経過はどうでもよい」という態

度をとることは、結果的に「官僚の匙加減」を容認することになると、あえて言わざるを得ないと感じています。専門検討会等の公開に代表される情報公開法が切り拓いた新たな地平に、政策決定プロセスの民主化が追いついていないということでもあり、私たちを含めたすべての関係者が開示請求や会議等の傍聴などをより一掃積極的に活用していくことが望まれます。

2. 労働安全衛生の抜本的転換

「リスクは常にある」、「人間はミスをする」ことを前提に、使用者には、リスクをアセスメントし、合理的に実行可能なあらゆる手段を使って、リスクを除去・低減化する義務があるだけでなく、より快適な職場の形成に務めなければならない、ということが労働安全衛生の基本です。

日本で伝統的に行われている労働安全衛生アプローチは、これとある意味逆行するものであるという批判を強めていかなければならないのではないかと考えています。例えば、作業管理、作業環境管理、健康管理を並列する「3管理」は、「3管理」と言いつつ、実際には「健康管理偏重」になっているというばかりでなく、リスクマネジメントあるいはリスクの除去・低減化に当たっては、発生源対策、伝播経路対策、個人防護対策という「3つのレベルと優先順位」があるという「原則（常識）」（対策の原則は、個人対策よりも技術（工学）的、集团的、組織的対策、あるいは、二次・三次予防よりも一次予防（事後処理＜問題発見＜予防・改善）という示し方もできます）を定着させるのを妨げてきたとも言えるからです。とくに、個人防護対策については、使用者にそれを義務づけるのではなく、むしろ、個人防護を必要としない条件を確保すること、仮に個人防護対策を必要とする場合には一時的、緊急避難的なものに限るという義務づけに転換させていかなければならないのではないのでしょうか。

「ゼロ災」運動が、「リスクは常にある」「労働災害は常に起こり得る」という事実と反する（したがって信用もされない）ものであることは論をまちませんが、「KYT（危険予知訓練）」、「3S、5S」等も含め

て、「労働者の注意」によって安全衛生を確保するという「人に頼る」アプローチの典型であるし、「運動」として展開されることに端的に示されているように、「精神主義」以外の何ものでもありません。

このような伝統的アプローチが、労働災害・職業病の防止という点で非科学的であるばかりでなく、実は日本における「労災隠し」の下支えをしていること。また、労働災害・職業病が発生してしまった場合にも、責任は現場の労働者に帰され、真の原因を追及して、リスクの除去・低減化にフィードバックされないという点も含めて批判され、見直される必要があります。

こうした観点からの労働安全衛生法令・システムの抜本的転換を訴えてきましたが、同時に法令の執行のあり方も問題にしていかなければならないでしょう。「労使の自主的対応」が強調されるなかで（それ自体は誤っていないと考えます）、「監督」も「指導」もどちらの手法も著しく生彩を欠き、現実的な役割を果たさなくなっていると思われるからです。

「労災隠し」や脳・心臓疾患認定事例の発生職場の書類送検がようやく話題になってきていますが、わが国における労働法令違反に対する刑事罰の適用はあまりにも少なすぎます。罰則付きで強制適用すべき領域は現に存在しており、とりわけ、「隠した」、「嘘をついた」ことに対する懲罰的制裁を格段に強化し、現場責任者だけでなく（より）企業のトップの責任の追及をより可能なかたちにして、処罰すべきものは徹底的に処罰することが必要です。

一方で、「頻発」される指針やガイドラインについて、法令上、執行上等でより実効性を確保するための仕組みを考えなければならない時期にきているのではないのでしょうか。前述したような対策の原則のもとで、個々の職場ごとに異なる個別事情や日々進歩・変化する状況のなかで、「合理的に実行可能なあらゆる手段」をすべて法令上規定することは不可能であるばかりか、適切でもありません。問題は、それらの指針やガイドラインの基盤・根拠をより確固としたものにすべきだということです。

EU法のように、「使用者には、リスクをアセスメントし、合理的に実行可能なあらゆる手段を使って、リスクを除去・低減化する義務があること」等自体を

法令上明記すること、そのうえで、イギリス法のように、「合理的に実行可能なあらゆる手段」がとられているかどうかの争いになった場合に、指針やガイドラインを遵守していることが使用者が自己を正当化する根拠になるという仕組みや、（あまり勧められませんが）アメリカ法のように、指針やガイドラインに従っている場合には、監督等に際して優遇措置を設けることなど、諸外国の事例・経験も研究しながら、早急に実効性のある対策を取るべき時期にきていると考えます。

3. いくつかの個別課題について

以上のような諸課題をあらゆる機会を通じてキャンペーンし、また、厚生労働省交省などでぶつけていきたいと考えています。

個別課題でみると、アスベストとじん肺合併肺がんが重要な進展がありました。

アスベストについては、今年6月28日に坂口厚生労働大臣が記者会見で、「白石綿についても、国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として、使用等を禁止する方向で検討を進め」と表明したのです。現時点ではまだ、禁止導入の時期や禁止から除外されるものの範囲等は明らかにされていませんが、ようやく日本も石綿（アスベスト）全面禁止に踏み出しました。一日も早くこの方針を実行に移させるとともに、今後爆発的増大が予想される健康被害対策、建築物を中心にすでに使用されてしまっている既存アスベスト対策、等の抜本的強化を迫っていきます。また、この間、アスベスト被災者の遺（家）族の全国的な交流がはじめられており、これをサポートしていきたいと考えています。

じん肺合併肺がんについても、さる8月8日、「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」が、前述のように、じん肺有所見者を対象とした健康管理に関する提言を行い、厚生労働省は年内にもじん肺法令等を改正して対処すると表明しています。1997年に国際がん研究機関（IARC）が結晶質シリカの発がん性評価を確定させて以来、この問題を独自に追及し続け、一方で被災者・遺族の労災

補償請求や裁判を支援してきた私たちは、この間一定の影響を及ぼしてきたと言えますし、今後の作業もきちんとチェックしていきたいと思います。それにしても、2000年11月の「職業がん対策専門家会議の検討結果」、同年12月の「じん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会報告書」、2002年3月の「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する専門検討会報告書」及び今回の検討会の提言といくつもの専門検討会が開かれ、労災補償の取り扱いも、平成13年5月29日付け基労補発第14号で「管理3口で一定の条件を満たす場合」に拡大、平成14年3月27日付け基発第0327005号で「管理3または4相当と認められる者」にまで拡大、そして今回の提言を受けておそらく「管理2以上の者すべて」に拡大されることが予想されるという流れに至る厚生労働省の対応は、縦割り主義の弊害の典型であり、被災者の願いを無視したものと批判せざるを得ません。

健康保険の診療報酬の改定に「準拠する」という名目で、平成14年4月10日付け基発第0410007号により「労災診療費算定基準の一部改定」が行われました。医療機関が、減額された診療に消極的になる、あるいは、治療をしないなどの対応を取ることで、労災医療サービスの水準低下や労災打ち切りの発生が懸念され、現に全国各地で問題が生じています。医師会等からの反発もあって、平成14年5月13日付け基労補発第0513001号によって、再診料、外来加算管理、リハビリテーション料について事実上3か月実施の延期(経過措置)が行われました。しかし、森林労連や連合など労働組合の抗議に、私たちも7月26日の厚生労働省交省で問題にし、国会でも取り上げられましたが、厚生労働省は7月以降は改訂料金で徹底という姿勢を崩そうとしていません。労災被災者の療養のあり方について迫っていく必要があります。

前述のとおり、いま現在開催されている検討会等は、①「管理濃度等検討会」、②「労災保険保険制度のあり方に関する専門検討会」、③「整形外科の障害認定に関する専門検討会」、④「神経系統の機能又は精神の障害認定に関する専門検討会」の4つということです。①と④については、会議自体も公

開され、かなり間際になってからですが、厚生労働省のホームページで開催案内もされるので、可能な限り傍聴体制をとり、②と④についても公開を迫ると同時に、検討の内容を明らかにさせて、働きかけを行っていきたいと考えています。また、今後、会議が公開されている労働政策審議会、安全衛生部会、じん肺分科会についても、可能な限り傍聴をしたいと思います。

情報公開付に基づく開示請求関係では、地方労災医員名簿の公開が情報公開審査会の答申にもかかわらず、当事者からの異議申し立てによっていまだ実現していません。この問題を追及するとともに、引き続き様々な情報の開示・提供を進めていきます。また、今年度はパブリックコメント手続に対応する意見提出をしましたが、これもできるだけ意見表明の機会を活用していきたいと思います。

4. 全国安全センター独自の活動

6年目を迎えた全国一斉相談活動は、「ストップ・ザ・労災隠しー労災職業病ホットライン」と名づけて、2001年10月1-3日に実施しました。今回は初めて、フリーダイヤルを設置して、日本全国どこからでも無料で相談できるという体制をとりました。過去最高の19団体がこの取り組みに参加し、3日間に寄せられた相談件数は、前年と同じ210件でした。今年度も、第13回総会で実施体制を検討していただいて、行っていきたいと思います。

全国一斉ホットラインと日常の相談活動、各地の労働基準監督署や都道府県労働局とのやりとり等を踏まえて、全国安全センターとしての厚生労働省交省というパターンも定着してきました。今年度は事務局長の多忙で実施が例年よりもかなり遅れてしまったのですが、7月26日に、①全般的事項、②労働安全衛生関係、③労災補償関係の3部に分けて、合計3時間の交渉を行ったところ(くわしい報告は10月号で行う予定です)。各都道府県労働局に対しても、毎年交渉を実施して厚生労働省交省と連動させていくことが望まれます。

「安全センター情報」は、年11号(1・2月号が合併号)発行する体制を持続しました。(→40頁に続く)

2001年度収支決算案

2001年4月1日から2002年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
地 域 C 会 費	1,900,000	1,730,000	170,000	1,800,000	100,000
賛 助 会 費	4,355,000	3,836,382	518,618	5,000,000	▲ 645,000
購 読 会 費	764,000	573,400	190,600	1,000,000	▲ 236,000
寄付金収入	829,000	820,000	9,000	500,000	329,000
資料頒布費	225,030	125,040	99,990	500,000	▲ 274,970
雑 収 入	1,205,886	759,775	446,111	1,000,000	205,886
前期繰越金	▲ 155,282	540,143	▲ 695,425	▲ 155,282	0
合 計	9,123,634	8,384,740	738,894	9,644,718	▲ 521,084

2) 支出の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
人 件 費	3,744,530	3,656,876	87,654	3,800,000	▲ 55,470
活 動 費	990,705	632,810	357,895	800,000	190,705
印 刷 費	2,140,306	2,307,889	▲ 167,583	2,400,000	▲ 259,694
通信運搬費	1,138,962	1,096,313	42,649	1,000,000	138,962
什器備品費	138,096	37,422	100,674	300,000	▲ 161,904
図書資料費	87,260	89,792	▲ 2,532	200,000	▲ 112,740
消 耗 品 費	145,423	183,820	▲ 38,397	300,000	▲ 154,577
会 議 費	760,770	495,910	264,860	500,000	260,770
頒布資料費	14,400	18,580	▲ 4,180	100,000	▲ 85,600
雑 費	145,400	20,610	124,790	100,000	45,400
予 備 費	0	0	0	144,718	▲ 144,718
小 計	9,305,852	8,540,022	765,830	9,644,718	▲ 338,866
次期繰越金	▲ 182,218	▲ 155,282	▲ 26,936		
合 計	9,123,634	8,384,740	738,894		

貸借対照表(2002年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金 額		前年度末現在金額	
現 金	17,210		11,214	
預 金				
普通預金(東京労働金庫)	69,531		28,430	
普通預金(富士銀行)	93,207		69,190	
郵便振替	184,834		147,484	
資 産 合 計		364,782		256,318

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金 額		前年度末現在金額	
借 入 金	0		0	
未 払 金	547,000		411,600	
負 債 合 計		547,000		411,600
次期繰越金	▲ 182,218		▲ 155,282	
正味財産合計		▲ 182,218		▲ 155,282
負債及び正味財産合計		364,782		256,318

(38頁から続く) 最近60頁を超す号が増え、2002年1・2月の合併号では初めて100頁を突破しましたが(106頁)、内容的にはおおむね好評をいただいているようです。ご意見・ご要望を寄せていただくことを期待しています(随時受け付け)。2001年度から始まった塩沢美代子さんの連載「語りつがねばならぬことー日本・アジアの片隅からー」は大好評で、すでに出版の話も出ています。英文の「JOSHRC Newsletter」は、No.23 (Apr. 2001)、No.24 (Sep. 2001)、No.25 (Mar. 2002)を発行しました。

ホームページのアップデートには着手できていません。「労住医連・安全センター資料箱」(<http://isweb30.infoseek.co.jp/computer/roudou1/>)に、開示請求で入手した資料等の一部が掲載されていますので、ご利用ください。開示請求で入手した「委託研究」の成果物等については、実費でのコピーの提供を実施しているところです。各種資料の保管・整理のためにスキャナーでデジタル情報にする体制を整え、部分的に検討会資料等をPDFファイルでEメール配布することなどができるようになっていますが、まだ十分活用できていとは言えません。

被災者・労働者の立場にたった世界の草の根 NGO等の国際交流は着実に進んでいます。香港、韓国、台湾の友誼団体を中心にANROAV(労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク)の年次会議には、この間毎回参加するようにしています。2001年9月にウィーンで第8回ヨーロッパ・ワークハザード会議が開催され、日・英・南ア合同アスベスト写真展が実現しました。今年11月には初めて、フィラデルフィアで開催されるアメリカのCOSHグループの年次会議に参加します(労働者の参加する権利について国際比較するパネルディスカッションをしたいという提案があったのですが、少なくとも法令上は一切の権利が規定されていない日本の実情を説明するのは悲しいことでした)。

毎回の釈明で恐縮ですが、健全な財政状況にはとうてい至っていない状況が続いています。賛助・購読会員の拡大と同時に、各種編集や様々な取り組みにも会員諸氏の積極的な参加をお願いし、事務局長多忙を言い訳に活動が停滞することのないよう奮闘する決意ですので、引き続きよろしく


2002年度収支予算案

2002年4月1日から2003年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,900,000	100,000	1,800,000	200,000
賛助会費	5,000,000	4,355,000	645,000	5,000,000	0
購読会費	1,000,000	764,000	236,000	1,000,000	0
寄付金収入	800,000	829,000	▲ 29,000	500,000	300,000
資料頒布費	300,000	225,030	74,970	500,000	▲ 200,000
雑収入	1,000,000	1,205,886	▲ 205,886	1,000,000	0
前期繰越金	▲ 182,218	▲ 155,282	▲ 26,936	▲ 155,282	▲ 26,936
合計	9,917,782	9,123,634	794,148	9,644,718	273,064

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,000,000	3,744,530	255,470	3,800,000	200,000
活動費	800,000	990,705	▲ 190,705	800,000	0
印刷費	2,400,000	2,140,306	259,694	2,400,000	0
通信運搬費	1,000,000	1,138,962	▲ 138,962	1,000,000	0
什器備品費	400,000	138,096	261,904	300,000	100,000
図書資料費	200,000	87,260	112,740	200,000	0
消耗品費	200,000	145,423	54,577	300,000	▲ 100,000
会議費	500,000	760,770	▲ 260,770	500,000	0
頒布資料費	100,000	14,400	85,600	100,000	0
雑費	100,000	145,400	▲ 45,400	100,000	0
予備費	217,782	0	217,782	144,718	73,064
合計	9,917,782	9,305,852	611,930	9,644,718	273,064

2002年度役員体制案

議 長	天明 佳 臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副 議 長	浜 田 嘉 彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平 野 敏 夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
	吉 川 照 芳	(元労働基準監督官、前置賜労働基準協会専務理事)
運営委員	西 畠 正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西 田 隆 重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	原 知 之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯 田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古 谷 杉 郎	(専従)
事務局次長	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	小 澤 公 義	(三多摩労災職業病センター事務局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特別顧問	五 島 正 規	(衆議院議員)
顧 問	鈴 木 武 夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原 田 正 純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井 上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

(→34頁から続く)

2002. 3. 29 ※基発第0329018-20号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」

2002. 3. 29 基発第0329039・40号「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業実施要綱の改正について」

2002. 3. 29 ※基発第0329044号「職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業の実施について」

2002. 3. 29 ※基安発第0329003号「上下水道等工事における土砂崩壊災害防止対策の推進について」

2002. 3. 29 ※基安安発第0329001号「携帯電話筐体等の仕上げ加工に係るマグネシウム合金粉じんによる爆発火災災害の防止について」

* 厚生労働省ホームページ「法令等データベース」(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>)所収

※(財)安全衛生情報センター「法令情報」(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm>)所収

[] 安全センター情報掲載号

情報公開法によって開示された、労働基準局、労災補償部、安全衛生部の「発議文書台帳」と補償課「発正文書台帳」および上記ウェブサイトを参考にした。

安全センター情報目次

2001年度

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談／将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法
- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集／職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷

3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害 93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアルコール・ドラッグ対策

1月号 第1回日韓共同セミナー

2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒

3月号 農業労働災害／アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか ①PL法
- 11月号 職場が変わるか ②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか ③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集／第2回日韓共同セミナー

安全センター情報目次

10月号 行政手続法と労働基準行政

11月号 改正労災保険法

12月号 頸肩腕症候群予防対策

1・2月号 アジアの産業災害

3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

4月号 国際規格化と労働安全衛生

5月号 介護補償給付の創設

6月号 行政機関との交渉報告

7月号 指曲がり症の不服審査

8月号 「労働者」の判断基準

9月号 全国安全センター第7回総会議案

10月号 外国人労災損害賠償裁判判決

11月号 改正労働安全衛生法

12月号 国際規格化と労働安全衛生 2

1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波

増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック

3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

4月号 改正健康保持増進指針

5月号 じん肺をめぐる課題

6月号 化学物質管理の新たな動向

7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決

8月号 ダイオキシンとホルモン様物質

9月号 労基法施行50周年と労働行政

10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997

11月号 人間工学からみた交通事故対策

12月号 職場のストレス対策

1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報

3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

4月号 全国安全センターの労働省交渉

5月号 過労自殺の労災認定

6月号 POSITIVEセミナー

7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998

8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策

9月号 第7回田尻賞表彰式

10月号 働く女性の健康が危ない

11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ

1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ

3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

4月号 全国安全センターの労働省交渉

5月号 焼却場労働者のダイオキシン曝露

6月号 働く女性の健康と権利

7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999

8月号 労働安全衛生マネジメントシステム

9月号 2000年問題と職場の安全・健康

10月号 被災者のための医療機関—アジア

増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告

11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準

12月号 ヨーロッパ労災職業病会議

1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準

3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク

5月号 全国安全センターの労働省交渉

6月号 労災補償制度改革への提言

7月号 職場のストレス対策

8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000

9月号 労働安全衛生の国際潮流

10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺がん問題の新たな展開

11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決

12月号 世界アスベスト会議

1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策

3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

4月号 なくせ「労災隠し」

5月号 労働基準行政と情報公開

6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法

7月号 「指曲がり症」判決と労災認定

8月号 機械の包括的な安全基準

9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001

10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム

11月号 安全衛生委員会活性化の提言

12月号 ILOのOSH-MSガイドライン

1・2月号 職業病の労災補償

3月号 情報公開法の活用

2001年 4月号 (通巻274号)

2001年3月15日発行 56頁 800円

■特集／なくせ「労災隠し」

労災発生件数の10分の1

摘発わずか1000分の1

全国安全センター事務局長・古谷杉郎 … 2

労働者の個人情報保護に関する行動指針

旧労働省研究会が報告書 …………… 12

職場のストレスをなくそう! (討議案)

オーストラリア労働組合総評議会 …19

連載1 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」……………35	
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
韓国におけるアスベスト問題—歴史と現状……………39	
韓国：地下鉄労働者のアスベスト肺がん……………41	
21世紀の労働衛生研究戦略(中)	
II 職場有害要因の生態影響に関する領域……………44	
【各地の便り／世界から】	
大手2社が石綿使用中止を決定	
石綿業界●石綿全国連は石綿協会に要請……………48	
過労死認定職場を書類送検	
東京●長時間残業に健康診断も未実施……………49	
上腕外側上顆炎を労災認定	
千葉●金型部品組立作業作業で発症……………50	
23区職員の研修を参加型で	
東京●講義中心の研修から転換に協力……………51	
ベレー人労災損害賠償裁判和解	
愛知●根本に派遣会社の「労災隠し」……………52	
介護労働者の疥癬感染	
東京●ヒゼンダニによる皮膚疾患……………54	
RSDで後遺症障害6級認定	
東京●労基署が断りなく書類を補正……………55	

2001年5月号 (通巻275号)

2001年4月15日発行 52頁 800円

■特集／労働基準行政と情報公開	
旧労働省の体質から脱皮を	
厚生労働省交省に向けて	
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2	
「部内限」通達等も開示へ	
専門検討会等の情報公開も……………7	
厚生労働省の政策評価実施要領への意見……………10	
就業規則の開示の要請等の取扱いについて……………15	
厚生労働省交省の記録「A. 全般的事項」……………16	
連載2 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」……………28	
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
健康リスクが優先—WTOが禁止を支持……………33	
NGOは歓迎、紛争解決手続への疑問は残る……………35	
アスベスト研究所は上訴機関の決定に失望……………37	
ブラジル・サンパウロ市がアスベストを禁止……………38	
21世紀の労働衛生研究戦略(下)	
III リスク評価とOSH-MSに関する研究領域……………39	
米上下両院が人間工学規則に有罪判決	
ブッシュは死刑執行令状に署名へ……………44	
【各地の便り／世界から】	
有機溶剤中毒による中毒性調節障害	
神奈川●同僚の聞き取り調査が決め手……………47	

ベトナム人医師の研修受け入れ	
東京●「メコンデルタ2000」をきっかけに……………48	
針刺し事故から1年後に発症	
東京●看護婦のC型慢性肝炎労災認定……………51	
3年間のストレス・キャンペーン開始	
イギリス●成果評価のための調査も実施……………51	
シリカを第1群発がん物質に分類	
高知●日本産業衛生学会が暫定勧告……………52	

2001年6月号 (通巻276号)

2001年5月15日発行 58頁 800円

■特集／厚生労働省交省・改正労災保険法	
「労災隠し」根絶へ局庁連携して	
目標を明示した対策確立を	
2回5時間にわたる厚生労働省交省	
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2	
二次健診等給付の創設、日本医師会がガイドライン	
改正労災保険法が施行……………5	
基発第207号「改正健康診断事後措置指針」……………7	
基発第233号「改正労災保険法等の施行」……………8	
基発第68号「労災かくし排除対策の一層の強化」…17	
基発第354号「就業規則の開示要請の取扱い」…17	
厚生労働省交省の記録「B. 労働安全衛生関係」…19	
「C. 労災補償関係」……………28	
連載3 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」……………40	
戦時下の女子労働……………40	
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
イギリスで初の全国アスベスト登録を開始……………45	
違法工事による高校生曝露で刑事告発……………46	
【各地の便り／世界から】	
韓国と日本の架け橋として	
神奈川●対日韓国人の現状と韓国デスクの歩み…47	
アトムジャパンと外国人研修生	
長野●KSD疑惑のかげに隠れた実態……………52	
診査医が管理区分決定見直し	
北海道●じん肺管理区分4相当で肺がん認定……………54	
じん肺肺がん高裁でも国側敗訴	
広島●発がん性評価は国の思わくどおり……………55	
「低」管理区分のじん肺死亡	
長崎●審査請求で業務上認定……………56	
人間工学、再反撃への準備	
アメリカ●新規則策定のブッシュの公約……………57	

2001年7月号 (通巻277号)

2001年6月15日発行 60頁 800円

安全センター情報目次

■特集／「指曲がり症」判決と労災認定

基金の過重性評価を否定—大阪地裁判決 地公災基金は控訴せず 関西労働者安全センター・片岡明彦… 2	
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
オーストラリアが2003年禁止導入を発表 ……19	
オーストラリアのアスベスト使用禁止提案 ……21	
ブラジル：リオ、サンパウロ州もアスベスト禁止 ……25	
インド：労働衛生におけるヒロイズム ……25	
シンガポールも建材への使用禁止済み ……28	
イギリス：ビル・メンテナンス作業用ガイド発行 ……29	
連載4 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」	
昭和20年代前半 ……30	
写真展●基地・造船の街 ヨコスカ	
じん肺・アスベスト被害 ……34	
カメラマン今井明さんインタビュー… 36	
【各地の便り／世界から】	
“地域に楽しさのある”活動	
香港・横須賀●じん肺患者の交流に向けて ……42	
じん肺合併肺がんを認定	
東京●死亡時管理4相当と判断 ……44	
港湾病の労災認定	
神奈川●フォークリフトによる腰痛も ……44	
シャーリング作業で頸椎症	
東京●中国人労働者の職業病認定… 45	
鉄スクラップ工場の事故	
滋賀●ペルー人労災損害賠償裁判が和解 ……46	
「被災者の日」にILOが賛同	
世界●農業、アスベストが主要テーマ ……47	
豊中市職「指曲がり症」大阪地裁判決全文… 48	
JOSHRC NEWSLETTER No.23 (Apr, 2002) ……59	

2001年 8月号 (通巻278号)

2001年7月15日発行 50頁 800円

■特集／機械の包括的な安全基準

「人に頼る安全」から包括基準へ 製造・使用者責任によるリスク低減化 国際規格化の中の厚生労働省指針… 2	
基発第501号「機械の包括的な安全基準指針」 …… 9	
基安発第14号「安全基準指針の解説等」 …… 17	
アメリカにおける針刺し事故防止対策の進展 血液感染病原体基準改訂の背景と概要… 23	
連載5 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」	
体育専門学校の実習で鐘紡へ… 29	
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
マレーシアのアスベスト禁止キャンペーン… 33	

カナダ・アスベスト研究所のブラジルでの妨害 ……36

欧州アスベスト・セミナーの決議 ……39

【各地の便り／世界から】

ANROAV：アジア被災者ネットの年次会議	
タイ●ケーダー火災事故8周年行動に参加 ……40	
合併症の可否も検討？	
労働省●じん肺・肺がん健康管理検討会… 42	
石綿自主基準を0.5f/cm ³ に	
石綿協会●産業衛生学会の勧告に合わせる… 43	
昼職人の腱鞘炎を労災認定	
東京●製造枚数だけでは過重性わからず ……44	
中国人労働者の死亡災害	
大阪●半年後ようやく遺族補償給付… 46	
じん肺合併症は半年で治ゆ？	
栃木●本省担当者も首かしげる対応 ……47	
農業安全衛生条約を採択	
ILO●労働組合は全労働者の勝利と歓迎… 47	
人間工学基準の見直し作業	
アメリカ●労働組合は強力な防護要求 ……49	

2001年 9月号 (通巻279号)

2001年8月15日発行 58頁 800円

■特集／労働安全衛生をめぐる状況

労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001年

1 労働災害の発生状況… 2	
2 職業病の発生状況等… 5	
3 労働安全衛生全般… 7	
4 労働災害防止対策… 9	
5 労働者の健康確保防止対策… 9	
6 化学物質対策 ……10	
7 労災補償対策 ……11	

統計資料

労働安全衛生関係日誌 ……28	
-----------------	--

■全国安全センター第11回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案 ……33	
第2号議案 2001年度収支決算案… 37	
第3号議案 2001年度収支予算案… 39	
第4号議案 2001年度役員体制案… 40	
安全センター情報2000年度目次… 41	
平成13年度地方労働行政の重点施策 ……47	
労災補償行政運営上の留意事項 ……50	
全国安全センター規約・規定 ……57	

2001年 10月号 (通巻280号)

2001年9月15日発行 50頁 800円

■特集／じん肺と肺がんに関するシンポジウム

専門検討会報告を徹底批判	
予防・補償対策の確立を求める	
厚生労働省の検討に注目を	2
じん肺と肺がんにかかわる粉じん曝露作業者の	
予防措置およびじん肺有所見者における	
救済措置に関する要請(集会決議)	5
平13.5.29基労補発第14号「じん肺合併肺がんに関	
係る労災補償請求事案の取扱いについて」	7
平13.6.5基安労発第19号「じん肺管理区分決定の	
審査におけるCR写真の取扱いについて」	8
昭31.2.3事務連絡「粉じん曝露歴に労働者性の	
認められない期間を含む者の取扱いの留意事項」	9
ILOの労働安全衛生マネジメントシステム	
厚生労働省指針の見直しは不要か	
政労使専門家会合の議論	11
平13.7.3事務連絡「ILOガイドラインについて」	11
ILO三者構成専門家会合の報告	13
連載6 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」	
全国蚕糸労働組合連合会に就職	21
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
チリのアスベスト禁止、再び	25
アルゼンチンもアスベスト禁止	27
ラテンアメリカ・アスベスト会議	29
スペインも2002年までにアスベスト禁止へ	30
すべてのアスベスト製造業者の危機	31
米上院小委員会がアスベスト禁止を要求	32
6月のヨーロッパ・アスベスト連続行動	35
日本：石綿粉じんの自主基準の改正	37
【各地の便り／世界から】	
アジアのOSH-NGO情報・経験の共有	
アジア●女性労働者の安全・健康にも焦点	39
ウェブ上のOSH情報の国際協力	
EU・米・加・豪●ジョイント・ウェブサイト立ち上げ	41
雇入時健診から色覚検査を廃止	
厚生労働省●障害者欠格条項の見直しも	42
イラン人労働者の腰痛労災認定	
東京●劣悪な作業環境に4年間勤務	43
トンネルじん肺損害賠償裁判が和解	
大阪●望まれるトンネル工事情報の開示	44
退院強要、これも「労災隠し」	
東京●休業4日以上を回避しようと	45
給付基礎日額の最低補償4,250円に	
厚生労働省●最低・最高限度額等も改訂	46
平13.3.29基発第195号「眼の障害に関する	
障害等級認定基準の一部改正について」	47
JOSHRC NEWSLETTER No.24 (Sep, 2002)	49

2001年 11月号 (通巻281号)

2001年10月15日発行 58頁 800円

ストップ・ザ・労災隠し	
労災職業病ホットライン	
3日間の無料電話相談(フリーダイヤル)を開設	2
■特集／安全衛生委員会活性化の提言	
安全・衛生委員会の実質化	
及び活性化のための提言	
近畿大学法学部・三柴丈典	10
安衛委活性化のためにOHS枠組みの改革が必要	
全国安全センター事務局長・古谷杉郎	22
労組による地域のOHS活動の活性化	
関西安全センター事務局長・西野方庸	24
連載7 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」	
全蚕労連の闘争の渦中に	28
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
世界貿易センター惨事後の汚染に関する情報	32
世界貿易センターのアスベスト使用状況	33
世界貿易センター惨事・労働者の健康データ	35
9月11日の事件の被災者の補償情報	38
EPA・OSHAのウェブは監視データを提供	41
公衆衛生保護のために設定されている基準等	42
アスベスト禁止が人命喪失につながったのか?	44
心配されるゼロ地点のハザードを一掃	46
資料／小規模雑居ビルの防火安全対策	48
針刺し事故等によるHIV感染予防通達	51
平成12年労働安全衛生基本調査	52
【各地の便り／世界から】	
肝臓癌による死亡労災補償	
東京●化学物質による肝機能障害が悪化	54
連合近畿労働安全衛生センター設立	
大阪●地域の労働安全衛生活動発展めざす	55
名古屋労災職業病研究会活動スタート	
愛知●学習、相談、ホットラインも初参加	56
労働組合は炭疽菌の脅威に対抗	
IFJ●国際ジャーナリスト労連の呼びかけ	57

2001年 12月号 (通巻282号)

2001年11月15日発行 58頁 800円

■特集／ILOのOSH-MSガイドライン	
ILOの労働安全衛生マネジメント	
システムに関するガイドライン	2
小規模事業場の健康確保方策の	
在り方に関する検討会報告書	15

安全センター情報目次

「脳・心臓疾患の労災認定基準に関する 専門検討会」の検討結果(方針)について	21
自衛隊員のメンタルヘルスに関する検討会の提言 包括的・自己完結型の活動めざす	25
連載8 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」 全国蚕糸工場の寄宿舎めぐり	24
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 オーストラリアの労働組合は禁止を歓迎	28
ヨーロッパ・アスベスト・セミナー	29
炭疽菌等の汚染に関連する厚生労働省通達	47
【各地の便り／世界から】 「労災職業病の記録と届出」が議題に ILO●来年6月の第90回ILO総会で討議	51
国民健康保険の「労災隠し」対策で前進 広島●市関係部局が年内の検討を約束	53
一人親方のじん肺労災認定 東京●従事期間による制限が問題	55
じん肺合併肺がんを棄却 埼玉●新通達の要件を満たさず	57
ダイオキシン健康影響調査公表 厚労省●豊能郡美化センター関係者分	57

2002年 1・2月号 (通巻283号)
2002年1月15日発行 106頁 1,600円

■特集／職業病の労災補償	
ヨーロッパにおける職業病 届出、認定、補償の手続と条件 ヨーロッパ13か国比較調査+日本	2
日本における職業病 より詳しい労災補償データを入手	35
脳・心臓疾患の労災(公災)認定基準改訂 発症前6か月の業務を評価 時間外労働時間評価の目安を示す	47
基発第1063号: 厚生労働省の新認定基準	50
基労補発第31号: 「運用上の留意点」事務連絡	55
地基補第239号: 地公災基金の新認定指針	60
地基補第240号: 「実施・調査事項」通知	63
連載9 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」 婦人懇談会づくりはじまる	67
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 EUが職場規制強化の指令改正案提案	71
韓国が石綿曝露基準を0.1f/cm ³ に引き下げ	81
アスベスト被災者の願いを背負って ウィーンで日・英・南ア合同アスベスト写真展 神奈川労災職業病センター・池田理恵	84
【各地の便り／世界から】	

「通達が悪いと思うなら裁判をすればよい」 東京高裁●鍼灸時効裁判に不当判決	91
腰痛・ケイワン労災認定基準の見直しが必要 名古屋・東京高裁●注目すべき判決相次ぐ	93
左官のじん肺・合併症労災認定 千葉●密閉場所での粉じん作業	98
ハッリ労働者の職業病認定 関西●目立つ建設会社の不誠実な対応	99
介護労働者の安全と健康 東京●経験交流から職場改善へ	100
鍼灸時効裁判・東京高裁判決	102

2002年 3月号 (通巻284号)
2002年2月15日発行 64頁 800円

■特集／情報公開法の活用	
多数の「部内限」文章等開示 情報提供の範囲も拡大 全国安全センター事務局	2
情報公開システムに係る情報開示	4
労働基準情報システムの概要	6
神奈川／大阪の経験	20
中央労災医員の名簿は開示すべき 情報公開審査会の答申	22
連載10 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」 ふってわいたアメリカ研修旅行	26
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 イギリス・作業管理規則改正の再提案	30
アスベスト被災者の願いを背負って イギリスの被災者支援の取り組み 神奈川労災職業病センター・池田理恵	38
【各地の便り／世界から】 労働局・監督署は相談者の立場にたった対応を 神奈川●退職後のじん肺労災申請をめづって	45
保育士のケイワン等公務災害認定 大阪●組合のバックアップが決め手	46
帰宅途上の事故死通勤災害に 東京●危険な駅ホームに、体調不良も重なる	48
塗装作用で有機溶剤中毒 広島●休業期間を限定する労基署	48
労災事故捏造摘発できず 神奈川●労災も早期に打ち切れ	49
「労災隠し」対策で懇談会を設置 厚労省●労使の現状認識は真二つ?	50
労災補償関係委託研究一覧	51
労働安全衛生関係委託研究一覧	62
本人による自己情報の開示請求事例	64

全国安全センター規約 規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないとして決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行

を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部 年額10,000円	6部 年額45,000円
2部 年額19,000円	7部 年額49,000円
3部 年額27,000円	8部 年額52,000円
4部 年額34,000円	9部 年額54,000円
5部 年額40,000円	
10部以上 1部につき年額6,000円	

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。



振動障害の検査手技に関する 技術専門検討会報告書

平成13年11月

振動障害の検査手技に関する技術専門検討会

第I章 はじめに

さく岩機、チェーンソー等の振動工具を取り扱う労働者に発生する振動障害の業務上外の判断は、昭和52年5月28日付け基発第307号「振動障害の認定基準について」別添1及び2により示された「振動障害に関する検査項目及び検査手技について」及び「検査成績の評価について」により必要な検査が行われている。

しかしながら、認定基準に示された検査手技は、同基準策定当時から、冷水負荷皮膚温テストは「強い疼痛を伴う」、「心血管系に悪影響を及ぼす」、「診

断精度が不十分である」等、また痛覚検査、振動覚検査、握力検査等では主観性を排除できない等の問題点が指摘され、そのため、振動障害の存在を安全にかつ客観的に明らかにするための新たな検査手技が求められてきた。

また、末梢循環障害、末梢神経障害及び運動器障害の3障害を病像とする疾病は、ひとり振動障害だけに認められる症状ではないことから、精密検査ばかりでなく加齢による影響や他の疾患との鑑別診断が重要である。そのため実務に携わる医師等からは、よりの確な精密検査や鑑別診断を行うためにも、認定基準で示されている検査手技以外で診断に有効な手法を示して欲しいという要望が寄せられて

基発補発第30号
平成13年11月30日
都道府県労働局労働基準部長 殿
厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

「振動障害の検査手技に関する 技術専門検討会報告書」 の送付について

振動障害の業務上外の判断に当たっては、昭和52年5月28日付け基発第307号通達(以下「現行の認定基準」という。)の別添1「振動障害に関する検査項目及び検査手技について」及び同別添2「検

査成績の評価について」により必要な検査が実施されているところであるが、「振動障害の検査手技に関する技術専門検討会」は、現行の認定基準で示されている検査手技以外の手技について安全性等の視点から検討を行い、今般、別添のとおり報告書が取りまとめられたので送付する。

なお、振動障害に関する業務上外を決定する場合には、現行の認定基準に示されている検査手技によるものであるが、被検者が高血圧等で通常の負荷試験を受けることができない等の理由により代替となる検査を実施する必要がある場合、類似疾患との鑑別のため現行の認定基準に示されている検査手技以外の検査が必要である場合については、必要に応じて本報告書に記載されている検査手技の活用について専門医と十分相談し、的確



ている。

現行認定基準発出後すでに24年が経過し、特に末梢循環障害、末梢神経障害に関する医学的知見が集積され、更に診断機器の飛躍的な開発が進んだ現在、改めて振動障害の病像を把握し、また振動障害と類似疾患との的確な鑑別を行うためにも、認定基準で定めている検査手技以外で、現在の医学の進歩に見合う客観的かつ侵襲を伴わない安全な検査手法を示すことが必要となっている。

こうした観点から、本検討会では、現行の認定基準を前提としつつ、更に、近年労災請求を行う労働者の高齢化や振動業務離脱後長期間経過者が増加していること等、振動障害の労災認定をめぐる社会的背景の大きな変化にも対応して、安全かつ客観的に振動障害が存在することを確認するための精密検査及び振動障害と類似疾患を鑑別しうる検査手技としてどのようなものがあるかを、特に末梢循環障害及び末梢神経障害の検査手技を中心に検討を進め、その結果を取りまとめたものである。

第II章 本検討会が推奨する 検査手技とその留意点

本章では、現在、主として認定基準に基づいて業務上外を決定する際に使用している検査手技以外で、振動障害の診断を行う際に利用すれば、よりの確な診断が可能となると思われる検査手技を、その検査手法の特徴を踏まえて、(1)スクリーニングとして有効、(2)精密検査として有効、(3)鑑別診断として有効、の3種に分類した上で紹介する。

ただし、ここで行った3分類は、あくまでも一つの目安として示したものであり、例えばスクリーニングとして有効と分類した検査手技が、精密検査や鑑別診断に一切用いることができないということを意味するわけではない。各検査手技を適切に組み合わせて施行することによって、より精度の高い検査として活用できることに留意されたい。

[以下、本章については項目のみ紹介]

1 負荷検査について

- 末梢循環障害に係る負荷検査について
- (1) スクリーニングとして有用な検査手技

- ① 冷水負荷における皮膚温検査(10℃10分法)
- (2) 精密検査として有用な検査手技
 - ① 局所冷却による指動脈血圧測定法(FSBP%)
- 末梢神経障害に係る負荷検査について
- (1) スクリーニングとして有用な検査手技
 - ① 冷却負荷における振動覚検査
- 2 末梢循環障害に係る検査手技について
- (1) スクリーニングとして有用な検査手技
 - ① 常温下皮膚温検査
 - ② サーモグラフィー
 - ③ 指尖容積脈波
- (2) 精密検査として有用な検査手技
 - ① 局所冷却による指動脈血圧測定法(FSBP%)
 - ② レーザードップラー
- (3) 鑑別診断に有用な検査手技
 - ① 血管造影
 - ② 血管超音波
- 3 末梢神経障害に係る検査手技について
- (1) スクリーニングとして有用な検査手技
 - 神経伝導検査(その1)
 - ① 運動神経伝導検査
 - ② 感覚神経伝導検査
- (2) 精密検査として有用な検査手技
 - ① 針筋電図検査
 - ② 神経伝導検査(その2)——いわゆるインチング法を中心に——
- (3) 鑑別診断に有用な検査手技
 - 後期応答
 - ① F波
 - ② H波
 - 誘発電位
 - ① 運動誘発電位
 - ② 体性感覚誘発電位

第III章 その他の検査手技について

本検討会は、第II章において、振動障害の診断を行う場合の検査手技として、現在の医療機器の進展に見合う客観的な検査手技で導入可能なものを留意点を示した上で紹介したが、その中ではあえて振動障害の症状の一つである運動器障害の検査

手技については示していない。というのは、運動器障害に関する検査手技は、その性格からして、被検者が最大限の努力により検査に協力して初めて医学的に意味のある検査結果となる主観的な検査手技であり、本検討会が目的とした客観的な検査手技とは評価できないと考えられたからである。

しかしながら、本検討会設置の目的が振動障害の検査手技に関する最新の医学的知見の紹介である以上、客観性については十分とはいえないとしても、運動器障害の検査手技についても言及しなければ十分な報告とはいえない。

そのため、本章においては、客観性及び再現性という観点からは、本検討会が導入を薦める検査手技とはいえないが、そうした問題点を十分認識した上で、(1)運動器障害に係る検査手技、(2)知覚(感覚)障害に係る検査手技の2つについて検討を加えたので、参考までに付記しておく。

[以下、本章については項目のみ紹介]

1 運動器障害に係る検査手技について

(1) スクリーニングとして有用な検査手技

- ① 徒手筋力検査(MMT)
- ② 関節可動域測定
- ③ 深部反射検査

(2) 精密検査及び鑑別診断として有用な検査手技

- ① レントゲン検査
- ② MRI及びCTスキャン

2 その他の検査手技について

(1) 知覚(感覚)障害の検査法について

(2) 各種感覚別検査

- ① 温覚
- ② 痛覚
- ③ 触覚
- ④ 振動覚

第IV章 まとめと課題

以上のとおり、本検討会は、現在一般の臨床の場で用いられている客観的で侵襲を伴わない安全な検査手技について、振動障害の病像とされる末梢循環障害に関する検査手技、末梢神経障害に関する検査手技及び負荷検査を中心に紹介した。

3障害の一つである運動器障害に関する検査手技に関しては、被検者の真摯な協力があって初めて正確な診断が可能となるものであり、その意味では主観性の排除が十分な陰査手皮とは評価できなかった。そのため、本検討会が重視した客観性が十分に確保できないと判断し、他の陰査手技とは一線を画して、参考までに付記するに止めた。

紹介された検査手技は、各々その性格を十分理解した上で適切に組み合わせて実施することができれば、よりの確に各種の病像を把握しうるものと考えている。

いうまでもなくここで紹介した検査手技は、現在振動障害の業務上外を判断するために一般的に用いられている検査手技とは異なり、多くは振動障害以外で3障害の症状を呈する疾病の診断や原因の推定のために一般の臨床で行われている検査手技であり、検査機器によっては高価で、しかも高度で特殊な技能が必要なものを含んでいる。また、こうした陰査手技が全国の医療機関にどの程度普及しているのかに関しては特に考慮していない。

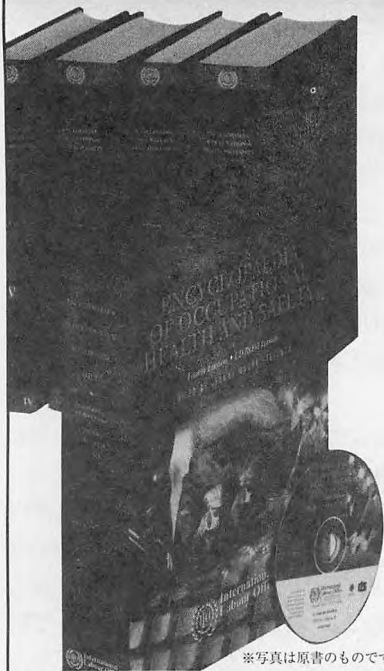
したがって、これらの検査手技は、振動障害の症状である3障害の存否に関する精密検査や鑑別診断を行う際には、現行の検査手技と比較してより有効な検査手技として活用できるものと考えられるが、例えば振動障害の業務上外の認定の手法として用いる場合には、多数の労災請求を迅速かつ適正に処理する検査手技として、普及度、利便性等の観点からは十分優れているとまではいえないものもあると思われる。

以上の点から、本検討会が紹介した検査手技については、当分の間、振動障害の有無に関する精密検査と鑑別診断を行う場合に活用することとし、その間に各検査手技の普及状況について調査するとともに、一定期間の臨床試験を行う等により臨床データを集積することが必要と考えられる。

そうした情報を収集した上で、認定基準で示されている検査手技との比較を行い、現行の検査手技に代わるものとして実用化が可能な検査手技はどうか、またその検査手技を用いた場合の測定条件や評価基準等について、引き続き検討することが必要と思われる。



職域の安全と健康—その全分野にわたる課題と対策に関する国際マニュアル



※写真は原書のもです。

A 4判/約4,000頁(予定)
全4巻+CD-ROM 1枚
セット価格 294,000円(本体280,000円+税)
早期割引・税込 270,000円(7月末日まで)

ILO 産業安全保健 エンサイクロペディア

(財)労働科学研究所 監訳
編集代表 小木 和孝
労働調査会 発行

■日本語版/財団法人 労働科学研究所■

☆全産業における安全・保健活動に対応した
世界共有の指針書！

労働現場の安全保健領域における国際的な標準資料として、ILOが、WHOやICOH（国際産業保健学会）の全面協力を得て世界50カ国以上の専門家の課題別責任編集・執筆によって刊行した、ILO「産業安全保健エンサイクロペディア」第4版を完全翻訳！

今回訳出された第4版は、単なる原書の翻訳本という範疇を越え、わが国の安全保健領域における実情を踏まえた的確な日本語訳がなされており、職場の安全保健活動に取り組まれている方々にとって必携の書となっています。

特に第4版では、従来のアルファベット順の「辞書形式」をあらため、リスクマネジメントに関する最新知見を領域別・産業別にまとめ、わかりやすく解説するスタイルが採られています。

全4巻・総4,000頁にわたる本書の豊富な情報源を縦横に活用し、国際的な共有理解に基づき職場のリスク管理活動にお役立て下さい。

105項目にわたるテーマを全4巻に収録！

第1巻

■第1部/人体と健康

血液/がん/循環器系/消化器系/精神保健/筋骨格系/神経系/腎・泌尿器系/生殖器系/呼吸器系/感覚器系/皮膚疾患/全身性健康異常

■第2部/医療と保健管理

救急処置と緊急医療サービス/健康の保護と増進/産業保健サービス

■第3部/管理と基本方針

就労障害と労働/教育と訓練/倫理問題/開発、技術、貿易/労使関係と人的資源/資源としての情報と産業安全保健/資源としての組織、制度、法規/作業と労働者/労働災害補償制度/労働災害補償制度のトピックス

■第4部/技法とアプローチ

生物学的モニタリング/疫学と統計学/人間工学/産業衛生/個人の防護/記録システムとサーベイランス/毒物学

第2巻

■第5部/心理社会的および組織的要因

心理社会のおよび組織的要因/組織と安全保健

■第6部/一般的危害要因

高圧環境/減圧環境/生物的危害要因/自然災害と技術災害/電気災害/火災/湿熱と寒冷/労働時間/室内空気質/屋内環境管理/照明/騒音/電離放射線/非電離放射線/振動/暴力/ビジュアルディスプレイ機器(VDU)

■第7部/環境

環境における有害要因/環境についての方針/環境汚染管理

■第8部/災害と安全管理

災害防止/監査、査察、調査/安全のための手法/安

全についての方針とリーダーシップ/安全プログラム第3巻

■第9部/化学物質

化学物質の使用、保管、輸送/鉱物と農業用化学物質/金属化学特性と毒性

■第10部/生物資源を利用した産業

農業と自然資源産業/飲料産業/漁業/食品産業/林業/狩猟/畜産/木材/製紙/パルプ産業

■第11部/自然資源を利用した産業

鉄鋼業/鉱業と採石業/石油探査とボーリング/発電と供給

■第12部/化学産業

化学プラント/石油および天然ガス/製薬産業/ゴム産業

■第13部/製造業

電気機器/金属加工産業/マイクロエレクトロニクスと半導体/ガラス、陶磁器および関連資材/印刷、写真、複製産業/木材加工

■第14部/繊維・アパレル産業

衣料と関連製品/皮革、毛布、履き物/繊維産業

■第15部/輸送機器産業

航空宇宙機器製造とメンテナンス/自動車と重機/船舶製造と修理

■第16部/建設

■第17部/サービス産業

教育訓練サービス/緊急保安サービス/娯楽と工芸/医療施設とサービス/ホテルとレストラン/オフィスと販売業/個人サービスと地域サービス/公共サービスと公務/運輸業と倉庫業

第4巻

■ガイド

職業ガイド/化学物質ガイド/単位と略語のガイド

お問い合わせは、全国安全センター事務局まで

TEL 03(3636) 3882 FAX 03(3636) 3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03) 3636-3882/FAX (03) 3636-3881

E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

- 東 京 ● NPO 法人 東京労働安全衛生センター E-mail etoshc@jca.apc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03) 3683-9765 /FAX (03) 3683-9766
- 東 京 ● 三多摩労災職業病センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 /FAX (042) 324-1024
- 東 京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 /FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター E-mail k-oshc@jca.apc.org
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 TEL (045) 573-4289 /FAX (045) 575-1948
- 新 潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 TEL (025) 228-2127 /FAX (025) 222-0914
- 静 岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8 TEL (0543) 66-6888 /FAX (0543) 66-6889
- 愛 知 ● 名古屋労災職業病研究会 E-mail fureai@ma2.justnet.ne.jp
〒460-0024 名古屋市中区正木4-8-8 マン金山711 TEL (052) 679-3079 /FAX (052) 679-3080
- 京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075) 691-6191 /FAX (075) 691-6145
- 大 阪 ● 関西労働者安全センター E-mail koshe2000@yahoo.co.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL (06) 6943-1527 /FAX (06) 6942-0278
- 兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL (06) 6488-9952 /FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL (06) 6488-9952 /FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 TEL (078) 251-1172 /FAX (078) 251-1172
- 広 島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル TEL (082) 264-4110 /FAX (082) 264-4110
- 鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 /FAX (0857) 37-0090
- 愛 媛 ● NPO 法人 愛媛労働安全衛生センター E-mail eoshe@mx81.tiki.ne.jp
〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897) 34-0900 /FAX (0897) 37-1467
- 愛 媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 941-6065 /FAX (089) 941-6079
- 高 知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0010 高知市薮野イワ井田1275-1 TEL (0888) 45-3953 /FAX (0888) 45-3953
- 熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック TEL (096) 360-1991 /FAX (096) 368-6177
- 大 分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-0036 大分市中央町4-2-5 労働福祉会館「ソレイユ」6階 TEL (097) 537-7991 /FAX (097) 534-8671
- 宮 崎 ● 旧松尾鉦山被害者の会 E-mail aanhebez@bronze.ocn.ne.jp
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982) 53-9400 /FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
〒899-5216 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F TEL (0995) 63-1700 /FAX (0995) 63-1701
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03) 3239-9470 /FAX (03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福 島 ● 福島県労働安全衛生センター
〒960-8103 福島市船場町1-5 TEL (0245) 23-3586 /FAX (0245) 23-3587
- 山 口 ● 山口県安全センター
〒754-0000 山口県小郡郵便局私書箱44号

安全センター情報 2002年9月号(通巻第290号) 2002年8月15日発行(毎月1回15日発行) 1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議 TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center, Z Bldg, 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
E-mail: joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>